【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年6月27日

【事業年度】 第74期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

【会社名】 永大産業株式会社

【英訳名】 Eidai Co., Ltd.

【本店の所在の場所】 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

【電話番号】 (06)6684-3000

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 山崎 道別

【最寄りの連絡場所】 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号

【電話番号】 (06)6684-3020

【事務連絡者氏名】 経理部長 小林 宏光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(1)連結経営指標等					
売上高(百万円)	74,864	75,799	78,702	81,562	77,268
経常利益又は経常損失() (百万円)	519	1,427	1,699	1,323	504
当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	1,124	1,387	1,601	1,152	849
純資産額(百万円)	37,132	38,322	40,170	43,416	41,629
総資産額(百万円)	64,844	70,401	67,873	75,712	66,114
1株当たり純資産額(円)	884.32	912.62	955.04	925.88	887.54
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()(円)	25.98	31.89	36.74	27.20	18.27
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	57.26	54.43	59.18	56.86	62.41
自己資本利益率(%)	3.09	3.68	4.08	2.77	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	19.30	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	1,855	1,679	803	7	487
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,260	1,404	3,323	1,365	2,480
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	105	210	139	1,705	614
現金及び現金同等物の期末残 高(百万円)	13,317	13,395	10,785	11,149	7,554
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	2,199	2,273 (247)	2,145 (273)	2,008 (338)	1,863 (417)

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(2)提出会社の経営指標等					
売上高(百万円)	72,921	74,278	73,668	77,040	72,862
経常利益又は経常損失() (百万円)	534	1,188	1,764	1,232	158
当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	1,091	1,143	1,734	1,138	454
資本金(百万円)	2,200	2,200	2,200	3,285	3,285
発行済株式総数 (千株)	42,000	42,000	42,000	46,494	46,494
純資産額(百万円)	37,752	38,664	40,418	43,192	41,668
総資産額(百万円)	65,222	67,959	65,109	72,934	63,736
1株当たり純資産額(円)	898.03	919.38	960.95	929.00	896.21
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額) (円)	5.00	5.00	8.00	10.00	10.00
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()(円)	25.14	26.02	39.91	26.88	9.78
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	57.88	56.89	62.08	59.22	65.38
自己資本利益率(%)	2.94	2.99	4.39	2.72	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	19.53	-
配当性向(%)	19.88	19.21	20.05	37.21	-
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	1,557	1,522 (231)	1,505 (238)	1,423 (298)	1,391 (362)

- (注)1.売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 3.第73期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。
 - 4. 第72期までの株価収益率については、当社は非上場であったため記載しておりません。
 - 5.第71期において臨時従業員の総数が従業員数の100分の10を超えたため、第71期より平均臨時雇用者数を()外数で記載しております。
 - 6.第74期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失の計上となったため記載しておりません。

2 【沿革】

- 昭和21年7月 大阪市大正区に当社を設立し、合板製造・販売の事業を開始
- 昭和27年11月 大阪市浪速区に販売会社永大ベニヤ株式会社(昭和45年11月永大ハウジング株式会社に商号変更)

を設立

- 昭和34年10月 大阪市港湾計画に基づき、本社工場を現在の大阪市住之江区に移転
- 昭和35年9月 組立ハウス、モーターボート事業を開始
- 昭和37年12月 大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
- 昭和38年7月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場
- 昭和39年4月 福井県敦賀市に敦賀事業所を開設し、合板工場の操業を開始
- 昭和39年5月 東京、大阪証券取引所市場第二部より市場第一部に指定
- 昭和39年8月 大阪府堺市に堺事業所(現・大阪事業所)を開設し、プレハブ住宅の本格生産開始
- 昭和43年3月 山口県熊毛郡平生町に永大木材工業株式会社を設立し、12月より操業を開始
- 昭和44年8月 敦賀事業所にパーティクルボード工場を完成
- 昭和44年12月 住宅機器事業を開始
- 昭和44年12月 アメリカに販売会社、EIDAI INDUSTRIES,INC.を設立
- 昭和46年4月 ED構法住宅(ツーバイフォー住宅)事業を開始
- 昭和48年3月 ブラジルに合板製造の三菱商事㈱との合弁会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A. (現・連結子会
 - 社)を設立
- 昭和50年 2 月 ブラジルに販売会社、EIDAI AMERICA DO SUL MADEIRAS LTDA.を設立
- 昭和53年2月 会社更生手続開始申立
- 昭和53年5月 会社更生手続開始決定
- 昭和53年5月 株式上場廃止 店頭登録移行(1年後廃止)
- 昭和55年10月 ハウス事業を閉鎖
- 昭和57年6月 更生計画案を大阪地方裁判所に提出
- 昭和57年9月 更生計画認可決定。永大木材工業株式会社、永大ハウジング株式会社を吸収合併
- 昭和61年2月 敦賀事業所にパーティクルボード二次加工工場を新設
- 平成元年4月 LB店政策(有力工務店・Leading Builder)の導入
- 平成4年11月 大阪事業所に造作材を加工するFAライン設置
- 平成5年4月 「システムキッチンの組立加工センター」として茨城県猿島郡三和町に関東流通加工センターを設置(平成8年12月廃止)
- 平成 5 年10月 会社更生手続終結決定
- 平成7年2月 永大テクニカ株式会社(現・連結子会社 昭和48年8月設立の株式会社日本合板流通機構を商号変更)を施工事業会社としてスタート
- 平成7年4月 徳島県小松島市にMDF(中質繊維板)製造の日本製紙㈱との合弁会社エヌ・アンド・イー株式会社(現・持分法適用関連会社)を設立
- 平成9年5月 小名浜合板株式会社(現・連結子会社)の株式を追加取得
- 平成9年6月 EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.の三菱商事(株)保有株式を全て取得し、子会社化
- 平成10年1月 トーメンマテリア㈱(現・トーヨーマテリア㈱)他との合弁会社東永資材株式会社を設立
- 平成12年12月 社員研修・人材育成を目的として、大阪事業所内にテクニカルセンター大阪を設置
- 平成15年12月 EIDAI INDUSTRIES,INC.を解散
- 平成16年3月 小名浜合板株式会社(現・連結子会社)の株式を追加取得
- 平成16年3月 人材派遣会社永大スタッフサービス株式会社を設立
- 平成16年11月 EIDAI AMERICA DO SUL MADEIRAS LTDA.を解散
- 平成17年3月 小名浜合板株式会社の株式を追加取得し、子会社化
- 平成17年7月 業務請負会社永大テクノサポート株式会社を設立
- 平成18年3月 小名浜合板株式会社の第三者割当増資を引受け
- 平成19年2月 東京証券取引所市場第二部に株式を上場

3【事業の内容】

当社グループ(当社及び関係会社)は、当社(永大産業株式会社)、連結子会社3社(国内2社、海外1社)、非連結子会社6社(国内2社、海外4社)並びに関連会社2社(国内2社)により構成されており、住宅用の木質建材と設備機器の製造販売を主たる業務としております。

当社グループの製品は一般住宅の内装部材として多岐にわたって使用されており、住宅関連事業として快適な住環境作りに貢献する製品を提供しております。また、住宅用建材の素材から製品に至るまで幅広い事業を展開しております。

当社グループは住宅内の色調をトータルにコーディネートできるよう配慮した製品の品揃えを行う一方、現場施工の利便性を高めるため、製品のプレカット化や配送に当たっては邸別配送方式を採用するなど、施工業者へも配慮した製品作りに注力しております。素材であるパーティクルボードの製造では建築廃材のリサイクルで、また、建材の材料ではサスティナブルな植林木の使用等で環境問題に配慮した事業を展開しております。

当社グループの事業セグメントは「住宅資材事業」及び「木質ボード事業」の2事業に大別しており、その内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

事業名		主な製品	製造・販売会社	施工・販売会社
	建材分野	合板を基材とした複合フローリング プリント合板壁材 その他床材 階段セット	当社 小名浜合板㈱ E.D.B.(注)	永大テクニカ(株) 東永資材(株)
住宅資材事業	内装システム分野	室内ドア、造作材(1) システム収納、玄関収納 その他内装建材	同上	同上
	住設分野	住宅用厨房機器(システムキッチン) 住宅用衛生機器(バス、洗面化粧台等)	当社	同上
	その他分野	ツーバイフォー住宅の構造材 中高層集合住宅における内装資材 住宅資材の施工及びリフォーム	当社	同上
木質ボード事業	パーティクルボー ド分野	素材パーティクルボード(2) 化粧パーティクルボード(3) MDF(中質繊維板)(4)	当社 小名浜合板㈱ エヌ・アンド・イー㈱	-

(1) 住宅資材事業

建材分野

合板を基材として天然木の表面化粧材を貼った複合フローリングや集合住宅向けの直貼り遮音フローリングを 主力製品とし、近年は環境に配慮したヨーロッパ産のビーチ材を表面化粧材に利用する技術を導入しておりま す。また、フローリング用基材として南洋材合板から持続可能な植林木合板への転換をはかっております。階段で はプレカット加工による省施工型の製品が主流となっております。

内装システム分野

室内ドアは住宅の洋風化に伴いデザインに対して様々なニーズがあり、デザインバリエーションの拡充をはかっております。また、システム収納、玄関収納もフロア、室内ドア、造作材等とのトータルコーディネート化を進めており、受注後短納期で一棟分に必要な製品を納入する邸別一括受注システムを採用しております。 住設分野

システムキッチンについては、ステンレス加工技術を駆使してステンレスの天板を作り、当社グループの生産するパーティクルボードを材料に、キャビネットまで一貫生産する生産体制を備えております。 その他公野

ツーバイフォー住宅の構造材の販売、中高層住宅の内装資材の販売・施工、住宅資材の施工を行っております。

(2) 木質ボード事業

パーティクルボードは建築部材、家具・木工用と用途は広く、木材リサイクルを行う環境に配慮した建材として評価されております。近年、軽量パーティクルボード、高硬度鏡面化粧パーティクルボードや構造用パーティクルボード等を開発し、新市場を開拓しようとしております。

MDF(中質繊維板)は当社関連会社のエヌ・アンド・イー(株)で生産しております。

なお、当連結会計年度よりエンジニアリングボード事業は木質ボード事業へと名称を変更しております。

(注) E.D.B.の正式名称は次のとおりであります。

E.D.B..... EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A.

- (1) 造作材……室内建材のうち、窓枠、幅木(壁面と床面の間材)、廻り縁(壁面と天井の間材)。
- (2)素材パーティクルボード......木材の廃材をチップ化し、接着剤を塗布して熱圧成型したもの。表面に細かいチップ、内層に粗いチップを使用し、内層から表面に向けて徐々に細かいチップで構成されている。
- (3)化粧パーティクルボード……素材パーティクルボードの表面に、ウレタン樹脂等であらかじめコートした化粧 紙(シート)を貼り加工したもの。
- (4)MDF(中質繊維板)......木材の強度を保ったまま繊維を離解し、接着剤を塗布して熱圧成型したもの。全層に わたって細い木繊維で構成されている。

[当社の営業拠点(平成20年6月27日現在)]

営業部	営業所	所在地
東北営業部		宮城県仙台市
	仙台営業所	宮城県仙台市
	盛岡営業所	岩手県盛岡市
	青森営業所	青森県青森市
	山形営業所	山形県山形市
	福島営業所	福島県郡山市
東京営業部	_	東京都新宿区
	東京営業所	東京都新宿区
	東京西営業所	東京都立川市
	千葉営業所	千葉県千葉市
	柏営業所	千葉県柏市
	山梨営業所	山梨県甲府市
	札幌営業所	北海道札幌市
東京特販営業部		東京都新宿区
関東営業部		埼玉県さいたま市
	埼玉営業所	埼玉県さいたま市
	新潟営業所	新潟県新潟市
	宇都宮営業所	栃木県宇都宮市
	茨城営業所	茨城県水戸市
	群馬営業所	群馬県高崎市
神奈川営業部		神奈川県横浜市
	横浜営業所	神奈川県横浜市
	相模原営業所	神奈川県相模原市

営業部	営業所	所在地
中部営業部	1	愛知県名古屋市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	静岡営業所	静岡県静岡市
	金沢営業所	石川県金沢市
	長野営業所	長野県塩尻市
	三重営業所	三重県津市
大阪営業部	•	大阪府大阪市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	京都営業所	京都府京都市
	神戸営業所	兵庫県神戸市
	姫路営業所	兵庫県姫路市
大阪特販営業部		大阪府大阪市
中四国営業部		広島県広島市
	広島営業所	広島県広島市
	高松営業所	香川県高松市
	岡山営業所	岡山県岡山市
	米子営業所	鳥取県米子市
	山口営業所	山口県山口市
	松山営業所	愛媛県松山市
九州営業部		福岡県福岡市
	福岡営業所	福岡県福岡市
	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
	長崎営業所	長崎県諫早市
	北九州営業所	福岡県北九州市
	熊本営業所	熊本県熊本市
	沖縄営業所	沖縄県那覇市

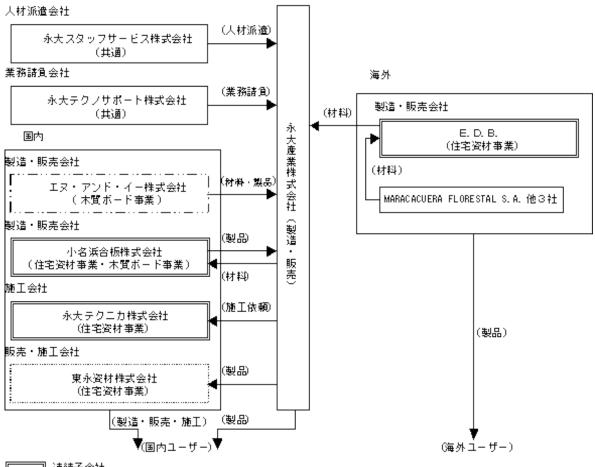
[当社の生産拠点(平成20年6月27日現在)]

事業所	住所
大阪事業所	大阪府堺市
敦賀事業所	福井県敦賀市
山口・平生事業所	山口県熊毛郡平生町

[事業系統図]

事業系統図は、次のとおりであります。





〕連結子会社

非連結子会社

連結子会社・非連結子会社及び関連会社は次のとおりであります。

E.D.B......ブラジルにある合板等の製造販売会社

永大テクニカ株式会社施工会社

小名浜合板株式会社パーティクルボード、内装システム製品等の製造販売会社

永大スタッフサービス株式会社人材派遣会社 永大テクノサポート株式会社業務請負会社

MARACACUERA FLORESTAL S.A.他 3 社ブラジルにある植林会社等

東永資材株式会社住宅資材の販売施工会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又 は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 永大テクニカ(株)	大阪市住之江区	百万円	住宅資材事業	100.0	当社製品の施工を 行っている。 役員の兼任あり。
E.D.B. (注) 2	ブラジル国 パラ州	∓R\$ 34,240	住宅資材事業	100.0	当社製品の原材料の 一部を製造してい る。 当社からの貸付金あ り。
小名浜合板㈱ (注)2	福島県いわき市	百万円 337	住宅資材事業 木質ボード事業	83.9	当社製品の一部を製造している。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) エヌ・アンド・イー(株)	徳島県小松島市	百万円 3,750	木質ボード事業	30.0	当社製品の原材料の 一部及び製品の一部 を製造している。 役員の兼任あり。

- (注)1.主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2.特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成20年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
住宅資材事業	1,459 (348)
木質ボード事業	325 (63)
共通部門	79 (6)
合計	1,863 (417)

- (注) 1.従業員は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含むほか、常用パートは含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員等)は当連結会計年度の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2 . 共通部門として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,391 (362)	40.23	17.69	5,300,310

- (注) 1.従業員は就業人員(当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者は含むほか、常用パートは含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員等)は当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、日本労働組合総連合傘下全国一般労働組合に所属し、平成20年3月31日現在の組合員数は 981名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の向上に伴う設備投資の増加や雇用、所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移したものの、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速と世界的な金融不安や原材料価格の高騰等による企業収益への圧迫懸念が強まり、景気の先行きに対する不透明感が増してきました。

住宅市場におきましては、平成19年6月に施行された改正建築基準法の影響によって新設住宅着工戸数は大きく落ち込み、平成19年度実績は104万戸と、前年度比19.4%減少し、41年ぶりの低水準となりました。平成19年度後半からようやく回復の兆しが見え始めたとはいえ、いまだ調整局面であり、住宅関連業界にとってはなお極めて厳しい環境が続いております。

このような情勢のもと、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)では、営業拠点を整備、拡充するとともに、自動積算システムの全国展開と受注拠点の集中化による製品即納体制を充実させ、販売力の強化に取り組みました。さらに、環境配慮型製品を中心とした多くの高付加価値製品を投入し、積極的な拡販施策を実施しました。また、内製化と増産のための設備投資を行う一方、生産現場の改善活動を通じた生産性の向上、経費削減等による一層のコストダウンに注力してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度は、新設住宅着工戸数の減少による縮小した市場の中での企業間の熾烈な販売競争にともない、売上高が減少しました。損益面でも激しい受注競争に加え、資材価格の高騰など、非常に厳しい経営環境が続いており、販売価格の改定をはかりましたが、競争の激化から十分これを反映させることができませんでした。また、住設分野の不振と海外子会社の業績悪化が全体の収益を圧迫し、損失計上のやむなきに至りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は77,268百万円(前連結会計年度比5.3%減)、経常損失は504百万円(前連結会計年度は経常利益1,323百万円)、当期純損失は849百万円(前連結会計年度は当期純利益1,152百万円)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

(住宅資材事業)

建材分野では引き続き中核製品である「ビーチシリーズ」製品の品揃えと販売体制の拡充、PEFC-CoC認証フローリングである「エコメッセージフロア」の拡販を推進しております。また内装システム分野もアーバン新シリーズを投入して競争力を強化したほか、新製品として「リビングステージ」「フィルカーゴ」「シューズコンポ」を発売しました。

しかしながら、新設住宅着工戸数減少に伴って販売競争が一層激化し、売上高が伸び悩みました。損益面についても、原油価格等の諸資材価格の高騰が収益を大きく圧迫し、コストアップ分を補うべく販売価格の改定をはかりましたが十分浸透させることができず、減益となりました。

この結果、売上高は65,894百万円(前年同期比6.1%減)、営業利益は1,209百万円(同52.4%減)となりました。 (木質ボード事業)

木質ボード事業では、引き続き新機能パーティクルボードの開発を進める一方、新たな需要の開拓に向けた構造 用パーティクルボードの開発に取り組み、野地板として使用する建築用パーティクルボード「ルーフベーシック」を新発売しました。

しかしながら、住宅資材事業と同様に市場縮小の影響で、年度半ばから受注が減少し、損益面についても原油価格高騰にともなう接着剤価格の上昇とバイオマス発電等の影響による原料チップ価格の高騰が製造コストを大きく引き上げました。このようななか、販売価格の引き上げとコストダウンに努めましたが、原材料価格アップをカバーすることができず、減益となりました。

この結果、売上高は11,374百万円(前年同期比0.1%減)、営業利益は85百万円(同80.4%減)となりました。なお、当連結会計年度よりエンジニアリングボード事業は木質ボード事業へと名称を変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、主に営業活動により487百万円、設備投資及び投資有価証券の取得を始めとした投資活動に2,480百万円並びに配当金の支払いを始めとした財務活動に614百万円の資金をそれぞれ使用した結果、前連結会計年度末に比べ3,595百万円減少し、当連結会計年度末には7,554百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は487百万円(前年同期比6,281.8%増)となりました。これは主に、売上債権が3,223百万円、たな卸資産が2,718百万円それぞれ減少し、その他流動負債が1,102百万円増加したものの、仕入債務が8,609百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は2,480百万円(前年同期比81.6%増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得に1,747百万円、定期預金の預入に450百万円、投資有価証券の取得に351百万円の資金をそれぞれ使用したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は614百万円(前年同期は1,705百万円の資金獲得)となりました。これは主に、配当金の支払いに464百万円、短期借入金の返済に148百万円の資金をそれぞれ使用したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	31,119	104.2
木質ボード事業(百万円)	8,611	108.6
合計(百万円)	39,730	105.1

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	20,931	83.5
木質ボード事業(百万円)	949	81.6
合計(百万円)	21,881	83.4

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は概ね見込生産を行っておりますので、受注実績につきましては記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	前年同期比(%)
住宅資材事業(百万円)	65,894	93.9
木質ボード事業(百万円)	11,374	99.9
合計(百万円)	77,268	94.7

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	(自 平成18:	会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)	
住友林業株式会社	12,936	15.9	12,157	15.7	

3. 金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

わが国経済は原油や原材料価格の高騰などの影響を受け、企業収益は伸び悩み、景気は足踏み状態にあります。今後の景気の先行きについては、設備投資や個人消費が上向かず、米国の景気後退懸念や原材料価格の上昇、株式市場の低迷などから下振れリスクが高まるものとみられています。一方、住宅関連業界では、人口減少局面での少子高齢化の加速、住宅ストックの積み上がりなどによる住宅需要の低下などから、新設住宅着工戸数は緩やかな減少傾向を続けるものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループでは引き続き集合住宅、貸家の市場を開拓し、市場シェアアップに向けて販売量を増加させると同時に、コストダウンや新製品開発による競争力の強化が主たる課題と認識しております。

コストダウンについては、単なる仕入価格の引き下げにとどまらず、生産現場の生産性向上をはかるEPI(EIDAI Product Innovation)活動により業務改革を断行し、原材料の歩留り向上、VA/VEによるコストダウン、さらに内製化を推進して付加価値を当社グループ内に取り込んでまいります。

製品面では、建材分野において、次世代のフローリング用基材として南洋材合板から持続可能な植林木合板への転換を急ぎ、その比率をさらに拡大する予定であります。また、当社グループ独自の技術開発ですでに製品化した床暖房対応ビーチムクフロアの品揃えとして、床暖房に対応できる新たな意匠のムクフロアの市場投入や、リフォーム・メンテナンス性を重視した賃貸住宅向けフロア「アトムフラット」の拡販も進めております。

内装システム分野では、アーバン新シリーズを投入して競争力を強化したほか、新製品として「リビングステージ」「フィルカーゴ」「シューズコンポ」を発売しました。

パーティクルボード分野では、更なる新機能商品の開発を進め、新たな市場の開拓をはかります。

営業面では市場シェア確保のため、営業拠点、組織の見直しによる販売網の強化や、自動積算システムの全国展開と受注拠点の集中化による製品即納体制を充実させ、さらにWEBによる自動作画システムの導入により営業支援体制を確立させ、営業力の強化をはかっております。

これらの施策により、当社グループの得意とする木質加工技術、ステンレス加工技術、リサイクル製品であるパーティクルボードの製造技術を最大限に活かした事業展開を推進いたします。また、「環境への配慮」「健康と安心、安全性の重視」「独自性のある製品の追求」を最重点とした製品開発を推進し、今後も当社グループの事業活動がそのまま環境保全活動に直結する「環境創造型企業」を目指してまいります。

(2) 買収防衛策について

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2.基本方針の実現に資する取組について

(1)企業価値の源泉について

当社は昭和21年7月に合板の製造・販売を目的として事業を開始し、現在では「住宅資材事業」及び「木質ボード事業」の2事業を展開しております。当社の製品は一般住宅の内装部材として多岐にわたって使用されており、快適な住環境作りに貢献する製品の提供に努力を続けております。また、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業展開によって、市場のニーズをいち早く製品に取り込むとともに、きめ細かいサービスを提供することで、お客様から高い信頼をいただいております。

当社グループは「木を活かし、よりよい暮らしを」の基本理念に基づき、地球、社会、人との共生を通じて環境保全に取り組み、植林木の利用、木質廃材の再利用など、当社製品の事業活動そのものが地球環境保全活動に直結する「環境創造型企業」を目指しております。

こうした中で培われてきた下記の点が、当社グループにおける企業価値の源泉であると考えております。

循環型社会に貢献できる事業活動

- ・当社グループは、再生可能な天然資源である木を主原料に、住宅資材及び木質ボードの製造、販売事業を展開 しています。
- ・木材の利用に当たっては、木を育て、活かし、再び活用するという、資源の循環活用をはかるサスティナブルな考え方を取り入れて、計画的に伐採されている植林木や森林認証材を原料として積極的に使用することで、持続可能な森林資源への転換を推進しています。
- ・国内最大級のパーティクルボードメーカーとして、建築廃材の再利用によるリサイクルシステムを構築する など、循環型社会に貢献できる事業活動を進めています。

市場ニーズに密着した営業体制

- ・お客様のさまざまなご要望にきめ細かくスピーディーにお応えするために、自動積算システムやWEBプランニングシステムの導入を進めています。
- ・専門アドバイザーが常駐するショールームを全国の主要都市に設けて、ご相談からアフターケアまで、お客様に納得いただける住まいづくりをサポートしています。
- ・お客様相談センターを設置し、お客様からの製品説明、施工説明、ご使用方法、メンテナンス、苦情等のあらゆるお問い合わせにお答えしています。また、お問い合わせ内容や要望、苦情等のデータを集計・分析し、顧客満足度を高めるための改善・改良をはかっています。

製品開発力

- ・当社グループの得意とする木質加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かし、新製品開発とコストダウンに取り組んでいます。素材を厳選し、環境に配慮した製品の開発や短納期実現のための生産システム、使いやすい水廻り製品等の提案を展開しています。
- ・研究開発体制は、基礎研究・応用研究を担当する総合研究所、具体的な新製品開発を担当する事業部傘下の 開発室及び新製品の生産技術を担当する各工場の開発室で構成されています。
- ・総合研究所においては、新基材の研究、加工技術や化粧技術の研究、木質ボードの研究、環境対応技術の研究 など、中長期にわたるテーマに継続して取り組んでいます。
- ・製品品質の信頼性の保証と顧客満足度の向上のために、設計・製造・出荷における品質の維持向上に取り組むことはもちろんのこと、施工中や使用中に生じた不具合についても、社内ネットワークの構築によってお客様からのクレーム情報を一元化し、不具合に関する課題を共有化することで、製品の改良と開発に活かしています。

健全な財務体質

・今後の設備資金需要にも即応できる強固な財務体質を築いております。

(2) 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた施策

近年では住宅関連事業を取り巻く環境も大きく変化しています。当社グループではコンプライアンスの徹底並びに透明性の高い経営に努めるとともに、環境との調和を重視した事業を展開しております。中長期的なビジョンである「経営三ヵ年計画」を策定し、「ダウンサイジングするマーケットの中でのシェアアップ」を経営方針に掲げて、経営環境の変化への対応と成長戦略及びあるべき収益構造の達成目標を打ち出しております。

主な取組内容は以下のとおりです。

主力製品の複合フローリングは国内トップシェアグループに位置しているため、この優位性を活用して、当社製品全体のシェア拡大をはかることが重要な戦略と位置付けております。

内製化と増産のための設備投資を積極的に行い、受注に即応できる生産体制を整えて、市場シェアアップに向けた生産・販売量の増加を目指します。

強みとする「木質加工」と「ステンレス加工」の技術を活かした事業の展開を一層進めます。ビーチシリーズの開発をさらに進めるとともに、「環境への配慮」、「健康と安心・安全性の重視」、「独自性のある製品の追求」を最重要項目とした製品開発を推進します。

マテリアルリサイクルを通じて、地球温暖化防止に寄与しているパーティクルボードの新市場向け用途の開発、さらには熱帯林保護を目的とした環境負荷の低い新基材の実用化に注力し、循環型社会に貢献できる事業活動を推進します。

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営の基本的課題であると認識し、その実現のために、経営監視機能の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、アカウンタビリティーの充実、そして経営効率の向上に取り組むことで、企業価値及び株主共同の利益向上を目指しております。

当社は、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保をはかるためには、事業内容に精通している社内取締役で構成する適正な規模の取締役会と、監査役による経営監視体制の整備、強化によるガバナンス体制が、現時点では適切な体制であると考えております。取締役の任期は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、1年としております。

また、社外チェックの観点では、2名の社外監査役が取締役会に出席して会社の運営状況や各取締役の業務執行状況を聴き、必要に応じて意見を述べるなどの活動を行っており、社外からの監視・監督は十分に機能する体制となっております。

3.本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外監査役、社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)又は当社社外取締役で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

また、平成20年3月31日現在における当社大株主の状況は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (6)大株主の状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

- 4.本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組)
- (1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
 - 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ()買付者等の概要
 - (イ)氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ)代表者の役職及び氏名
 - (八)会社等の目的及び事業の内容
 - (二)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
 - (ホ)国内連絡先
 - (へ)設立準拠法

EDINET提出書類 永大産業株式会社(E00631) 有価証券報告書

- () 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- ()買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。) 「本必要情報」の提供

上記 の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日 (初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記 ()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」

- () 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- ()大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- ()大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ()大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ()大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- () 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- () 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との 間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株 券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ()大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

の一部に含まれるものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間(いずれも初日不算人)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

()対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間 ()その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記()()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記 の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()又は()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

()独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、(資料1)に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

- ()独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合
 - ()に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

取締役会の決議

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、()買付者等が大規模買付等を中止した場合又は()対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、 記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、(資料2)「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたしま す。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの導入手続き

本プランの導入につきましては、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において以下の事項につき株主の 皆様のご承認をいただきました。

当社株主総会において当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設することを含めた定款変更議案。

変更後の当社定款第17条の規定に基づき、普通決議による本プランの導入。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を全て充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを上記4.(4)に記載したとおり、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入いたしましたが、上記4.(4)に記載したとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等)又は社外取締役のいずれかに該当する者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように 設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1) に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(資料1) 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- 2.当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業 秘密情報、主要取引先又は顧客等の、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に 移転する目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- 3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- 4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っていると判断される場合
- 5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- 6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の 具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られ ません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- 7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- 8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付 者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- 9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- 10.その他1.から9.までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(資料2) 新株予約権無償割当ての概要

1.本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2.割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。)1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3 . 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。非適格者が有する本新株予約権を取得するときは、これと引き換えに本新株予約権1個につき時価相当の現金、債券等を交付する旨の定めを設ける場合があります。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしも事業上のリスクと考えていない事項についても、当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1)新設住宅着工について

当社グループは住宅用の木質建材と設備機器の製造販売を主たる事業としているため、新設住宅着工戸数、とりわけ、持家の着工戸数増減が当社グループの売上に強い影響を及ぼします。新設住宅着工戸数は景気動向、金利動向、税制変更などの影響を受けやすく、当社グループの業績が個人の消費活動状況によって影響を受ける可能性があります。

(2)原材料価格の変動について

当社グループはフロア基材となる合板を始め、原材料の多くを海外より調達しております。これらは産出国における伐採規制、国際市場価格並びに為替相場の変動に大きく影響され、かつ、仕入先や供給品の切り替えが困難なものや、特定少数の仕入先から入手せざるを得ないものもあります。また、原油価格の高騰により接着剤等の価格も引き上げられる等の様々な変動要因により、生産に必要な原材料が十分に調達できなくなる可能性や、調達に多額の資金が必要となる場合があります。

(3) 価格競争激化による販売価格低下の影響について

当社グループの販売市場である持家の新設着工戸数の増減によっては、工務店の住宅建築価格競争は熾烈となり、その影響で使用住宅資材の受注競争が激化しております。これにより当社グループの製品の需要が低迷した場合、販売価格の下落圧力となり、業績に影響を与える可能性があります。

(4)製品の品質問題について

当社グループの製品において、製品事故の発生や製品に欠陥が発生するなどの品質上の問題、とりわけ、製造物責任の対象となる製品の欠陥に起因する損害に対しては、当社グループのブランド価値の低下を招くとともに、損害賠償などの費用が生じるリスクがあります。

(5) 法規制について

当社グループは建築基準法等の法規制のもとに住宅用資材を生産する事業活動を行っておりますが、これら法令の改正や当局の法令解釈が厳しくなること等により、当社の事業が制限される可能性があります。また、原材料の調達方法や、生産活動に伴う大気汚染や水質汚濁等では環境面の法規制も課せられており、これら様々な法規制に適合させるための費用が発生するリスクがあります。

(6) 繰越欠損金について

当社グループのうち当社は当連結会計年度末で約4,300百万円の税務上の繰越欠損金がありますが、税務上の繰越 欠損金がなくなる将来においては、通常の税率に基づく法人税等の税金が発生し、当期純利益及びキャッシュ・フ ローに大きな影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟について

(訴訟の内容及び経過について)

当社グループの海外子会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A. (以下、E.D.B.) において、現在ブラジル国税庁との間で複数の訴訟案件があり係争中であります。主な訴訟内容は次のとおりであります。

提訴日 平成13年5月9日

原告 E.D.B.

被告 ブラジル国税庁

原訴訟金額 2,222千R\$(約127百万円)

訴訟内容 平成11年度の税務申告で平成8年から平成11年までの資本金利息を一括で損金計上し

ましたが、過年度分は認めない、また、会計上の手続きについても税法違反であると指摘

されましたが、これを不服として提訴したものです。

経過 平成13年8月第一審で敗訴後、これを不服として第二審で係争中でしたが、平成19年3

月28日付の判決文が送付され、原訴訟金額のうち564千R\$(約32百万円)を除き、E.D.

B.の主張が認められる判決となりました。

同社はこの判決を不服として、564+R\$(平成20年3月までの見込み延滞金を含む判決金額は1,250+R\$(約71百万円))について、第二審の再審請求を行っております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは顧客、市場のニーズに的確に応えるため、デザイン・機能・価格の3要素を常に意識し、徹底したマーケティングリサーチに基づいて、「見て、施工して、使って違いの分かる」製品の開発を基本としております。 強みとする「木質加工」と「ステンレス加工」に事業領域を絞り、「環境への配慮」、「健康と安心・安全性の重視」、「独自性のある製品の追求」を最重要項目に掲げ、研究活動を行っております。

なかでも「環境への配慮」に関しては、マテリアルリサイクルを通じて、地球温暖化防止に寄与しているパーティクルボードの新市場向け用途開発、さらには熱帯林保護を目的とした、環境負荷の低い新基材の実用化に力を注いでおります。

当社の研究開発体制は、基礎研究・応用研究を担当する総合研究所、具体的な新製品開発を担当する事業部傘下の開発室、新製品の生産技術を担当する工場の開発室で構成されます。総合研究所では新基材の研究、加工技術や化粧技術の研究、木質ボードの研究、環境対応技術の研究など、中長期にわたるテーマに基づいて活動しております。

また、建材、内装システム、住設の各事業部の傘下にある開発室では市場ニーズに沿った新製品の発案、製品設計やデザインの研究、既存製品の改良を推進しております。さらに、工場の開発室では具体的な製品化、量産化のための生産技術や生産工程の研究・開発を行っております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は613百万円であります。なお、研究開発費については、各事業部門に配分できない基礎研究費用196百万円が含まれております。また、当連結会計年度における各事業部門別の研究開発活動は次のとおりであります。

(1) 住宅資材事業

フローリングの製造に関して、持続可能な森林管理を目指す森林認証プログラムであるPEFCの生産物認証である CoC認証を国内で初めて取得しており、このPEFC認証を受けたユーカリ合板を用いたフローリング「エコメッセージフロア」の本格発売を開始しました。今後は製品の主な原材料である基材を南洋材合板から、このような持続可能な 植林木合板への転換を急ぎ、その比率をさらに拡大する予定であります。このようにして、持続可能な社会の実現に向けて、取り組みを強化する考えであります。また、当社グループ独自の技術開発ですでに製品化した床暖房対応ビーチムクフロアの品揃えとして、床暖房に対応できる新たな意匠のムクフロアの市場投入や、リフォーム・メンテナンス性を重視した賃貸住宅向けフロア「アトムフラット」の拡販も進めております。

内装システム関連製品については、これまで床材で手掛けてきたビーチヨーロッパを、さらに垂直面へ展開させる狙いから室内ドア、造作材、クロゼット、玄関収納、カウンター等で構成する「ビーチヨーロッパムク」シリーズを販売してきましたが、床材や階段材の品揃え強化によって、ヨーロピアンビーチ製品群の真のトータル提案が可能となりました。このほか、室内ドアのアーバン新シリーズを投入して競争力を強化したほか、新製品として「リビングステージ」「フィルカーゴ」「シューズコンポ」を発売しました。今後も消費者のニーズを的確に捉えた新製品の開発に注力するとともに、更に改良を重ねた新製品を発売できるように努めております。

住設関連製品では、当社独自のステンレス加工技術を活かした新型シンクの開発に加え、真のオールステンレスキッチンの開発に取り組んでおります。また、ステンレス扉の内製化を行い、引き続き、新しい構造をもつステンレスキャビネットの開発を進めております。

当事業に係る研究開発費は、387百万円であります。

(2) 木質ボード事業

パーティクルボード関連製品は、リサイクル可能な高硬度鏡面化粧板の販売強化を行い、引き続き素材から2次加工品(化粧板)への移行と、新製品の市場投入を重点的に進めました。その一方で今後も安定した成長が見込める新市場の開拓を重要課題としていました。そこで新たな需要の開拓に向けた構造用パーティクルボードの開発に取り組み、野地板として使用する建築用パーティクルボード「ルーフベーシック」を新発売しました。今後は難燃性、不燃性のパーティクルボードの開発にも着手しております。

当社関連会社でMDF(中質繊維版)を生産するエヌ・アンド・イー株式会社は、全国森林組合連合会より「間伐材マーク」を取得し、国産間伐材の利用促進に貢献してきましたが、エヌ・アンド・イー株式会社では引き続きこの事業を継続し、国土の保全に寄与する製品の開発に努力していきたいと考えております。

当事業に係る研究開発費は、28百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に対する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積りを行っております。

当社グループは過去の実績や当連結会計年度末時点での状況に基づく合理的な見積りと判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表の作成において使用される当社グループの重要な 判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

当社グループは、顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について、貸倒引当金を計上しておりますが、顧客の支払能力が低下した場合には追加引当が必要となる可能性があります。

退職給付債務等

退職給付債務等の計算は数理計算上の基礎率に基づいて算出されております。これらの基礎率が実際の結果と 異なる場合には、その影響額が累積され、数理計算上の差異として将来期間において費用及び債務に影響を与え ます。特に割引率の低下は退職給付債務の増加に結びつき、また、運用利回りの低下は追加的な年金資産の積み増 しを要する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、当連結会計年度では税務上の繰越欠損金を除き、将来減算一時差異のうち回収可能性が高いと認められるものについて繰延税金資産を計上しております。今後、業績の悪化等により将来の課税所得が見込めないと判断した場合、繰延税金資産を取崩し、利益を大きく減少させることになります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

流動資産

当連結会計年度における流動資産の残高は44,488百万円となり、前連結会計年度に比べ9,022百万円減少しました。受取手形及び売掛金3,213百万円の減少、たな卸資産2,671百万円の減少が主な原因です。

固定資産

当連結会計年度における固定資産の残高は21,615百万円となり、前連結会計年度に比べ569百万円減少しました。 投資有価証券672百万円の減少が主な原因です。

流動負債

当連結会計年度における流動負債の残高は19,297百万円となり、前連結会計年度に比べ7,608百万円減少しました。支払手形及び買掛金8,600百万円の減少が主な原因です。

固定負債

当連結会計年度における固定負債の残高は5,187百万円となり、前連結会計年度に比べ203百万円減少しました。 退職給付引当金122百万円の減少、預り保証金64百万円の減少が主な原因です。

純資産

当連結会計年度における純資産の残高は41,629百万円となり、前連結会計年度に比べ1,786百万円減少しました。 利益剰余金1,314百万円の減少、その他有価証券評価差額金604百万円の減少が主な原因です。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は77,268百万円(前年同期比5.3%減)となっております。この内容を分析しますと、平成19年6月に施行された改正建築基準法の影響によって新設住宅着工戸数は大きく落ち込み、縮小した市場の中での企業間の熾烈な販売競争にともない、売上高が減少しました。

売上総利益率は21.2%で前連結会計年度に比べ1.6ポイント悪化しました。原油に起因する諸資材価格の高騰が製造コストを大幅に引き上げたことが、利益悪化の最大の原因であります。その結果、売上総利益は16,347百万円で、前連結会計年度に比べ2,252百万円の減少となりました。

販売費及び一般管理費は16,950百万円で、経費削減に努めた結果、前連結会計年度に比べ447百万円の減少となりました。その結果、営業損失は603百万円(前年同期は営業利益1,201百万円)となりました。

営業外損益については、受取利息を121百万円、仕入割引118百万円を計上した一方、売上割引を162百万円計上したこと等により、経常損失は504百万円(前年同期は経常利益1,323百万円)となりました。

特別損益については、投資有価証券評価損を139百万円計上したこと等により、前年同期に比べ167百万円損失 (純額)が増加しました。法人税、住民税及び事業税を52百万円、法人税等調整額を100百万円計上した結果、当期 純損失は849百万円(前年同期は当期純利益1,152百万円)となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

持家着工戸数の指標となる大手ハウスメーカーや工務店の戸建て建築受注状況が、当社グループの経営成績に 重要な影響を与える要因となります。

また、当社グループ製品の材料である合板価格並びに木材チップの価格高騰、原油価格に起因する接着剤等の価格高騰要因があり、また一方で、競争激化に伴う販売価格の下落要因もあるため、これらの市況動向は当社グループ収益に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの主力製品であるフローリングは国内トップシェアグループ(㈱矢野経済研究所発行「住宅産業白書2007年版」より)に位置しております。一般に、住宅建築ではフローリングを基点に他の内装建材が決定される傾向にあるため、フローリングの拡販が付随的に当社グループの他製品販売につながるものと確信し、フローリングのシェアを拡大することが重要な戦略と位置付けております。また、ここ数年、室内ドアの販売量も着実に拡大しており、垂直面の建材のシェア拡大にも注力する所存です。さらにステンレス加工技術を駆使した住設分野、マテリアルリサイクル等を通じて環境問題に貢献しているパーティクルボード事業を推進し、木質建材と設備機器の総合メーカーとして業容拡大をはかる所存です。

(6) 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが487百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが2,480百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが614百万円の支出となり、現金及び現金同等物は前連結会計年度末から3,595百万円減少し、当連結会計年度末は7,554百万円となっております。

当社グループは製品製造のための原材料の調達、経費等の支払いを始めとした運転資金のほか、安定した製品の生産を行うための設備投資資金、ソフト開発資金の需要がありますが、すべて自己資金にて調達しております。

(7)経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループは、平成20年4月からスタートする経営三ヵ年計画において「ダウンサイジングするマーケットの中でのシェアアップ」を標榜し、今後、市場規模の縮小が予想される中にあっても、売上高を拡大できる体制作りに取り組んでおります。

売上高の確保と拡大のため、生産面では顧客ニーズや市場動向の把握により、環境に配慮した独自性のある新製品の開発を進めております。中でも集合住宅市場の開拓とシェアアップのための新製品の開発を進めます。また、営業面では自動積算システムなどの推進による営業活動の効率化、営業拠点の整備と強化を進めてまいります。また、引き続き内製化と生産効率化を追求した投資を推進し、利益の確保、拡大を目指します。これにより、多様な受注に対応できる生産体制を整え、市場シェアアップに向けた販売量の増加を目指します。

セグメント別に事業の状況を分析しますと次のとおりとなります。

住宅資材事業

建材分野において、次世代のフローリング用基材として南洋材合板から持続可能な植林木合板への転換を急ぎ、その比率をさらに拡大する予定であります。また、当社グループ独自の技術開発ですでに製品化した床暖房対応 ビーチムクフロアの品揃えとして、床暖房に対応できる新たな意匠のムクフロアの市場投入や、リフォーム・メンテナンス性を重視した賃貸住宅向けフロア「アトムフラット」の拡販も進めております。

内装システム分野では、アーバン新シリーズを投入して競争力を強化したほか、新製品として「リビングステージ」「フィルカーゴ」「シューズコンポ」を発売しました。生産面では引き続き新製品開発とコストダウンに努め、生産現場の改善活動による生産性向上をはかります。住設分野ではステンレス加工技術を前面に打ち出し、他社のキッチンメーカーとは一線を画した製品展開で安定販売を目指します。

木質ボード事業

木質ボード事業では、引き続き新機能パーティクルボードの開発を進める一方、新たな需要の開拓に向けた構造用パーティクルボードの開発に取り組み、野地板として使用する建築用パーティクルボード「ルーフベーシック」を新発売しました。

製造部門においては、環境に対する負荷の減少に積極的に取組むと同時に製造コストの更なる低減を追求します。また、今後はパーティクルボードの原料にならない低級チップや木紛の有効利用と脱・化石燃料の考えから、サーマルリサイクルの設備も導入し、エネルギーコストの削減などコストダウンを継続するとともに、生産性・稼働率・歩留率の向上に取組んでまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、市場環境の変化と原材料価格の高騰に対処するため、新製品並びに原材料コストダウン設備を中心に投資内容を厳選した設備投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額は1,919百万円でその主な内訳は、次のとおりであります。

住宅資材事業においては、提出会社のフラッシュドア加工設備347百万円、幅広ダイレクトフロア増産用設備151百万円等の設備投資を実施しました。

木質ボード事業においては、小名浜合板株式会社のパーティクルボード製品倉庫186百万円等の設備投資を実施しました。

共通部門においては、提出会社の京都営業所用地取得307百万円等の設備投資を実施しました。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1)提出会社

平成20年3月31日現在

				帳簿価額(百万円)						
事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメ ントの名称 	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	· 従業 員数 (人)		
敦賀事業所 (福井県敦賀市)	住宅資材事業 木質ボード事業	床材、階段、パーティク ルボード等生産設備	755	1,110	348 (121,304)	16	2,231	208 (77)		
山口・平生事業所 (山口県熊毛郡平生 町)	住宅資材事業 木質ボード事業	床材、パーティクル ボード等生産設備	437	1,101	448 (258,310)	38	2,025	226 (89)		
大阪事業所 (堺市西区)	住宅資材事業	水廻り設備、ドア、造作 材等生産設備	750	696	467 (69,060)	39	1,954	134 (101)		
本社、研究所 (大阪市住之江区)	共通部門	統括業務施設 基礎応用総合研究施設	363	60	- (-)	145	569	79 (6)		

(注) 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
本社、研究所 (大阪市住之江区)	共通部門	統括業務施設 基礎応用総合研究施設	4,061	16

(2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

		 事業の種類		帳簿価額(百万円)					
会社名	事業所名 (所在地)	別セグメントの名称		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他	合計	· 従業 員数 (人)
小名浜合板	本社(福島県いわき市)	住宅資材事 業 木質ボード 事業	階段、造作材、 パーティクル ボード生産設 備	412	696	515 (140,618)	5	1,629	168 (56)

(3) 在外子会社

平成20年3月31日現在

		事業の種類		帳簿価額(百万円)					分業
会社名	事業所名 (所在地)	別セグメントの名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	従業 員数 (人)
E.D.B.	ベレン工場 (ブラジル国パラ州)	住宅資材事 業	合板等生産設 備	63	73	11 (2,530)	9	157	280 (-)

(注)1.帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であります。

なお、金額には消費税等は含んでおりません。

2.従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ (当社及び連結子会社)の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して 策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たってはグループ 会議などにおいて提出会社を中心に調整をはかっております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

	事業所名	事業の種類別		投資	予定額	資金調達方		完了予定年	完成後の
会社名	(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	法	着手年月	月	増加能力
提出会社	山口・平生事 業所(山口県 熊毛郡平生 町)	住宅資材事業	建材製品生産設備	300	0	自己資金	平成20年 2	平成20年 5	-
提出会社	大阪事業所 (堺市西区)	住宅資材事業	内装システム 製品生産設備	70	-	自己資金	平成20年10	平成21年1 月	-
提出会社	大阪事業所 (堺市西区)	住宅資材事業	住設製品生産設備	60	-	自己資金	平成20年7	平成20年9月	-
提出会社	全社(全国)	共通	営業拠点新設 ・移転	100	-	自己資金	平成20年 5 月	平成21年 1 月	-
小名浜合板 (株)	本社(福島県 いわき市)	住宅資材事業	内装システム 製品生産設備	75	-	自己資金	平成20年 8 月	平成20年 8 月	-
小名浜合板 (株)	本社(福島県 いわき市)	住宅資材事業	物流上屋増設	49	-	自己資金	平成20年3 月	平成20年 4 月	-

⁽注) 完成後の増加能力については合理的に算定できないため記載しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	160,000,000		
計	160,000,000		

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,494,000	46,494,000	東京証券取引所市場第二 部	-
計	46,494,000	46,494,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年2月27日 (注)1	4,000,000	46,000,000	966	3,166	966	1,166
平成19年3月27日 (注)2	494,000	46,494,000	119	3,285	119	1,285

(注)1.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 : 520円 引受価額 : 483円 資本組入額 : 241.5円 払込金総額 : 1,932百万円

2 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 : 483円 資本組入額: 241.5円 割当先 : 野村證券㈱

(5)【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

	+1 x 20 + 3									
			株式の	の状況(1単元	元の株式数1,000	0株)			単元未満株	
区分	政府及び地	金融機関	金融商品取	外国法人等		個人その他	計	単元不過休 式の状況 (株)		
	方公共団体	立門灯戏(天)	引業者	\ \	個人以外	個人	個人での心	i ii	(1/1/)	
株主数(人)	-	17	10	363	13	-	2,962	3,365	-	
所有株式数 (単元)	-	8,173	50	23,730	531	-	14,009	46,493	1,000	
所有株式数の 割合(%)	-	17.58	0.11	51.04	1.14	-	30.13	100.00	-	

(6)【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
永大産業従業員持株会	大阪市住之江区平林南2丁目10-60	2,665,000	5.73
住友林業株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-1	2,306,000	4.96
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1-1	1,737,000	3.74
永大産業取引先持株会	大阪市住之江区平林南2丁目10-60	1,674,000	3.60
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,640,000	3.53
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋本町1丁目9-13	1,573,000	3.38
トーヨーマテリア株式会社	東京都港区赤坂7丁目6-38	1,550,000	3.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	1,500,000	3.23
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18-11	1,500,000	3.23
すてきナイスグループ株式会社	横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33-1	1,460,000	3.14
計	-	17,605,000	37.87

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 200,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,293,000	46,293	-
単元未満株式	1,000	-	-
発行済株式総数	46,494,000	-	-
総株主の議決権	-	46,293	-

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	 所有者住所 	自己名義所有 株式数(株)	 他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(相互保有株式) 東永資材株式会社	東京都港区赤坂7丁 目6-38	200,000	-	200,000	0.43
計	-	200,000	-	200,000	0.43

- (8) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。
- 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点政策と認識し、かつ、企業の経営基盤の強化を図るため、安定した配当を継続しながら将来の経営環境の変化に備える配当政策を基本方針としております。第74期につきましては、損失の計上となりましたが、1株当たり10円の配当と決定いたしました。

内部留保金については、業容拡大並びに経営体質の改善強化をはかる資金需要に充当したいと考えております。 なお当社は、会社法第454条第 5 項に基づき、中間配当制度を採用しております。現時点では当社は中間配当を実施しておりませんが、今後につきましては業績及び配当性向を総合的に勘案して検討したいと考えております。

これら剰余金の配当は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会の決議をもって行う旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当額(円)	
平成20年6月27日 定時株主総会決議	464	10	

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	-	-	-	575	536
最低(円)	-	-		483	217

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

なお、平成19年2月28日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	334	332	320	290	280	262
最低(円)	281	261	268	240	252	217

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	執行役員社長	吉川 康長	昭和18年5月25日生	昭和43年3月 当社入社 平成9年4月 東京特販営業部長 平成9年6月 取締役東京特販営業部長 平成10年4月 取締役営業本部副本部長 平成12年4月 常務取締役営業本部長 平成14年6月 常務取締役事業本部長 平成15年6月 代表取締役社長兼事業本部長 平成17年6月 代表取締役社長	(注)2	31
取締役	専務執行役員 営業本部長	来住南 吉孝	昭和20年3月13日生	昭和43年3月 当社入社 平成6年4月 事業本部建材事業部長 平成9年6月 取締役建材事業部長 平成10年2月 取締役営業本部営業企画部長 平成12年4月 常務取締役営業本部副本部長兼業企画部長 平成14年6月 常務取締役営業本部長 平成16年4月 専務取締役営業本部長 平成19年6月 取締役兼専務執行役員営業本部 (現任)	(注)2	25
取締役	常務執行役員 経理部・情報シ ステム部・経営 企画部担当	山崎 道別	昭和19年9月27日生	昭和44年3月 当社入社 平成10年2月 管理本部経営管理部長 平成11年6月 取締役管理本部経営管理部長 平成14年6月 常務取締役経営管理部長 平成15年4月 常務取締役経営管理部長兼内部 査室長 平成17年4月 常務取締役経営管理部長 平成18年4月 常務取締役 平成19年6月 取締役兼常務執行役員(現任)	監 (注) 2	28
取締役	常務執行役員事業本部長	江口 淳	昭和20年7月8日生	昭和39年3月 当社入社 平成13年4月 内装システム事業部大阪事業所平成14年6月 執行役員事業本部副本部長兼内・システム事業部大阪事業所長 平成16年6月 取締役事業本部副本部長兼大阪・業所長 平成17年6月 常務取締役事業本部長 平成19年6月 取締役兼常務執行役員事業本部(現任)	接 (注)2	16
取締役	常務執行役員 事業本部建材事 業部長	大道 正人	昭和26年4月5日生	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 事業本部建材事業部長 平成15年6月 執行役員事業本部建材事業部長 平成16年6月 取締役事業本部建材事業部長 平成19年6月 取締役兼執行役員事業本部建材 業部長 平成20年6月 取締役兼常務執行役員事業本部 材事業部長(現任)		7
取締役	常務執行役員事業本部内装システム事業部長	木村 康博	昭和25年1月21日生	昭和49年4月 当社入社 平成14年6月 事業本部内装システム事業部長 平成15年6月 執行役員事業本部内装システム 業部長 平成16年6月 取締役事業本部内装システム事部長 平成19年6月 取締役兼執行役員事業本部内装 ステム事業部長 平成20年6月 取締役兼常務執行役員事業本部 装システム事業部長(現任)	業 (注)2 シ	10

							. 有值
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
					内装システム事業部内装システム 商品企画部長		
取締役	執行役員 事業本部住設事	河本 明貞	昭和22年4月5日生		執行役員事業本部キッチン事業部 長 執行役員営業本部副本部長	(注)2	18
	業部長			平成18年10月	取締役営業本部副本部長 取締役事業本部キッチン事業部長 取締役兼執行役員事業本部住設事		
				昭和46年4月	業部長(現任) 当社入社		
				平成10年10月	東京営業部長		
				平成14年6月	執行役員営業本部副本部長兼東京 営業部長		
	執行役員 営業本部副本部				執行役員営業本部副本部長 取締役営業本部副本部長		
取締役	長兼営業企画部	山岸 正明	昭和23年8月1日生		取締役営業本部副本部長兼営業開発部長	(注)2	13
				平成19年4月	取締役営業本部副本部長兼営業企画部長		
				平成19年6月	取締役兼執行役員営業本部副本部 長兼営業企画部長(現任)		
				昭和51年4月	㈱大和銀行(現㈱リそな銀行)入 行		
	執行役員	熊沢 衛司	昭和28年6月26日生		同行堂島支店長	(注)2	
取締役	総務部長兼法務 コンプライアン ス室長 人事部担当			平成16年10月	当社総務部長兼法務コンプライア ンス室長		6
				平成18年6月	執行役員総務部長兼法務コンプラ		
				平成19年6月	イアンス室長 取締役兼執行役員総務部長兼法務		
				昭和46年4月	コンプライアンス室長(現任) 当社入社		
					技術開発部長		
	 執行役員 事業本部山口・				事業本部建材事業部敦賀事業所長 事業本部敦賀事業所長		
取締役		山岸 秀之	昭和22年7月23日		執行役員事業本部敦賀事業所長	(注)2	13
	平生事業所長			平成20年4月	執行役員事業本部山口・平生事業		
				平成20年6月	所長 取締役兼執行役員事業本部山口・ 平生事業所長(現任)		
				昭和43年3月	当社入社		
					建材事業部山口・平生事業所長		
常勤監査役	-	平原 和彦	昭和20年10月26日生		事業本部山口·平生事業所長 執行役員事業本部山口·平生事業 所長	(注)3	13
					監査役(常勤)(現任)		
				昭和46年3月	永大ハウジング㈱(現永大産業 ㈱)入社		
常勤監査役	-	米野 兼史	昭和23年5月26日生		当社営業本部 E D事業部長	(注)4	10
					当社営業本部 E D 営業課主管		
					監査役(常勤)(現任) 弁護士登録・三宅合同法律事務所		
監査役	-	織田 貴昭	昭和37年5月31日生		所属(現任)	(注)3	-
				平成14年6月	監査役(非常勤)(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴 任期	所有株式数 (千株)
監査役	-	今村 祐嗣	昭和22年1月7日生	平成10年4月 京都大学木質科学研究所木質材料 機能部門教授 平成16年4月 同 生存圏研究所居住圏環境共生分 野教授(現任) 平成17年10月 同 生存圏学際萌芽研究センター長 平成18年6月 監査役(非常勤)(現任) 平成20年4月 京都大学生存圏研究所副所長(現 任)	-
				計	190

- (注)1.監査役織田貴昭氏・今村祐嗣氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
 - 3. 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 - 4. 平成20年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
 - 5. 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

なお当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。 平成20年6月27日現在の執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
*執行役員社長	吉川康長	
*専務執行役員	来住南 吉 孝	営業本部長
*常務執行役員	山 崎 道 別	経理部、情報システム部、経営企画部担当
*常務執行役員	江 口 淳	事業本部長
*常務執行役員	大道正人	事業本部建材事業部長
*常務執行役員	木村康博	事業本部内装システム事業部長
*執行役員	河 本 明 貞	事業本部住設事業部長
*執行役員	山岸正明	営業本部副本部長兼営業企画部長
*執行役員	熊 沢 衛 司	総務部長兼法務コンプライアンス室長
*執行役員	山岸秀之	事業本部山口・平生事業所長
執行役員	渡 辺 典 夫	事業本部事業推進部長
執行役員	鈴木功一	営業本部東京営業部長兼神奈川営業部長
執行役員	久後健二	営業本部中四国営業部長
執行役員	木 本 真木雄	人事部長
執行役員	仲 摩 修 二	営業本部中部営業部長
執行役員	鷹山伸一	営業本部大阪営業部長

(注) *印は取締役兼務者であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループは企業価値重視の経営を目指すことが企業体質の強化につながるという考えに基づき、企業統治(コーポレート・ガバナンス)を株主、顧客、従業員、取引先、地域社会など様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方と理解し、その強化・充実が経営の重要課題と認識しております。具体的には、経営監督体制の強化、企業倫理の確立、リスクマネジメント体制の構築、コンプライアンスの徹底、アカウンタビリティーの充実、そして経営効率の向上が基本的課題と考えております。これらを踏まえて、株式会社にあってはとりわけ株主利益の増大に努めることが最も重要な責務と考えております。

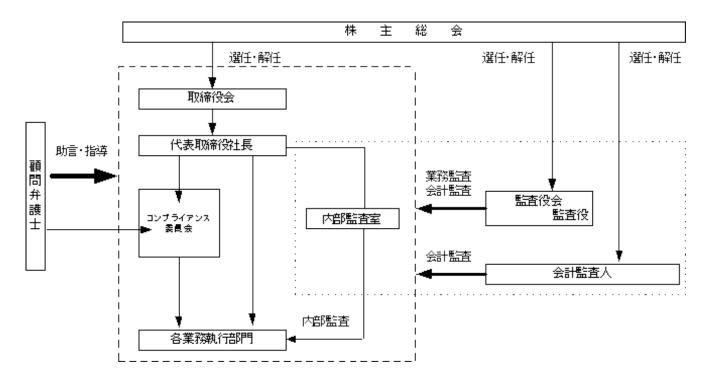
(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社は取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は当社の規範並びに機動性等を考慮し、取締役10名で構成されており、毎月1回の定例取締役会開催のほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して重要事項を付議する体制をとっております。また、当社の経営方針及び経営戦略にかかわる重要事項については、毎月1回の経営会議にて議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。さらに、経営陣の意思疎通と情報共有の円滑化のために、取締役会とは別に執行役員会議等を開催し的確な判断が迅速にできる体制を整えております。

監査役会は2名の社内監査役と2名の社外監査役の計4名で構成されており、取締役会の議論において社外監査役の客観的意見を仰ぐことで公正な執行決定が行われる仕組みとなっております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりです。



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関しては、「業務分掌規程」によって業務執行についての意思決定権者と意思決定の対象範囲を定めるとともに、「稟議手続規程」によって稟議書による手続の適正を確保し、内部監査室による業務監査、監査役による監査役監査が実施され、会計監査人による会計監査を受けております。

また、経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、社長を委員長、顧問弁護士を委員に含むコンプライアンス委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導しております。その決定に基づいて法務コンプライアンス室が統括して社内の法令遵守を指導する体制を構築しております。

監査役監査及び内部監査の状況

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行について厳正な監視を行うとともに、内部監査室と緊密な連携を保ち、監査方針に基づいた厳格な監査活動を行っております。監査の過程で問題点が発見された場合は、その重要性に応じて監査役会を招集し、担当役員に報告することとなっております。

また、社長と全監査役が定期的に会合を持ち、問題点を報告しております。会計監査人とは監査方針について事前に意見交換し、必要に応じて会計監査の立会いを実施するとともに、監査の方法や結果についても定期的に会計監査人より報告を受けております。

内部監査については、社長直轄の独立監査部門である内部監査室が「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況について監査を行っております。室員は7名で構成され、具体的には年間の監査スケジュールに基づいて、各部門の業務活動が法令や会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行っております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にあずさ監査法人を起用しております。当社監査役と監査法人は、各々の監査方針並びに決算上の課題や問題点について定期的に報告を行い、情報交換を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 山中俊廣、田中基博

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 9名

社外監査役との関係

当社の社外監査役のうち、織田貴昭氏は当社の顧問弁護士事務所の弁護士であり、また、今村祐嗣氏は京都大学生存圏研究所の教授であります。両氏とも当社との人的関係、資本的関係はありません。

(2)役員報酬の内容

取締役の年間報酬 194百万円

監査役の年間報酬 33 " (うち社外監査役 7百万円)

(3) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 24百万円 上記以外の業務に基づく報酬 5百万円

(4) リスク管理体制の整備の状況

当社ではあらゆるリスク発生時に備えて「経営危機管理規程」を規定し、役員及び社員に周知徹底しており、事故発生時もこれに基づいて会社に対する影響度を極小化するよう日頃から指導しております。事故発生時には、原則として総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避をはかります。

また、コンプライアンス面におきましても、全ての役員及び社員が遵守すべき「永大産業企業行動憲章」に基づき、法令の遵守と企業価値の向上をはかっております。そのため、法令遵守の全社統括組織である法務コンプライアンス室の機能を充実させ、社員の職務執行が法令及び定款に適合する体制を確立しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく 損害賠償責任の限度額は、職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相 当する額として法務省令で定める方法により算定される額の2年分に相当する額と新株予約権を引き受けた場 合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令で定める方法により算定される 額の合計金額を損害賠償責任の限度額とします。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ 重過失がないときに限ります。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(8) 自己株式の取得

将来の経営環境等の変化に対応し、機動的な資本政策が行えるようにするため、取締役会の決議により自己株式の買受けができるよう定款に定めております。

(9) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議事項について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、 当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

			連結会計年度 19年3月31日)			連結会計年度 20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 . 現金及び預金			10,150			8,004	
2 . 受取手形及び売掛金	4		27,061			23,847	
3.有価証券			999			-	
4.たな卸資産			12,554			9,882	
5 . 繰延税金資産			339			306	
6 . 未収金			1,858			1,898	
7 . その他			549			551	
貸倒引当金			2			2	
流動資産合計			53,511	70.7		44,488	67.3
固定資産							
1 . 有形固定資産							
(1)建物及び構築物	3	14,033			14,395		
減価償却累計額	3	10,591	3,441		10,903	3,491	
(2)機械装置及び運搬具	3	27,397			28,306		
減価償却累計額	3	23,316	4,081		24,434	3,872	
(3) 土地	3		3,151			3,460	
(4)建設仮勘定			85			36	
(5) その他		2,897			3,031		
減価償却累計額		2,584	313		2,669	362	
有形固定資産合計			11,073	14.6		11,224	17.0
2 . 無形固定資産			1,247	1.7		1,236	1.9
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券	1		3,223			2,551	
(2) 出資金	1		49			54	
(3)長期前払費用			451			348	
(4) 繰延税金資産			1,614			1,960	
(5)長期預金			3,236			3,000	
(6) その他			1,323			1,258	
貸倒引当金			32			19	
投資その他の資産合計			9,865	13.0		9,154	13.8
固定資産合計			22,185	29.3		21,615	32.7
繰延資産							
1 . 株式交付費			16			10	
繰延資産合計			16	0.0		10	0.0
資産合計			75,712	100.0		66,114	100.0
			,	1		,	

	1	<u> </u>	まけんシケー		l N/2	まけるシケウ	
			基結会計年度 19年3月31日)			連結会計年度 20年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百		構成比 (%)	金額(百		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 . 支払手形及び買掛金	4		23,897			15,296	
2.短期借入金	3		562			413	
3 . 未払金			406			1,299	
4 . 未払費用			670			676	
5 . 未払法人税等			104			72	
6 . 未払消費税等			118			379	
7.前受金			49			41	
8.役員賞与引当金			15			-	
9. 賞与引当金			663			613	
10.設備関係支払手形	4		97			173	
11.その他			320			330	
流動負債合計			26,905	35.5		19,297	29.2
固定負債							
1.退職給付引当金			4,304			4,182	
2.預り保証金			347			282	
3.役員退職慰労引当金			197			210	
4.負ののれん			541			512	
固定負債合計			5,391	7.1		5,187	7.8
負債合計			32,296	42.6		24,485	37.0
(純資産の部)							
株主資本							
1 . 資本金			3,285	4.3		3,285	5.0
2.資本剰余金			1,816	2.4		1,816	2.7
3 . 利益剰余金			38,231	50.5		36,917	55.8
株主資本合計			43,332	57.2		42,018	63.5
評価・換算差額等							
1 . その他有価証券評価差 額金			326	0.5		277	0.4
2 . 為替換算調整勘定			611	0.8		475	0.7
評価・換算差額等合計			284	0.3		753	1.1
少数株主持分			368	0.5		364	0.6
純資産合計			43,416	57.4		41,629	63.0
負債純資産合計			75,712	100.0		66,114	100.0

【連結損益計算書】

1. 在和识面们并自1		前道 (自平) 至平)	連結会計年度 成18年4月1日 成19年3月31日)	(自平)	連結会計年度 成19年4月1日 成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高			81,562	100.0		77,268	100.0
売上原価	1		62,962	77.2		60,921	78.8
売上総利益			18,599	22.8		16,347	21.2
販売費及び一般管理費	2,3		17,397	21.3		16,950	22.0
営業利益			1,201	1.5		-	-
営業損失			-	-		603	0.8
営業外収益							
1.受取利息		130			121		
2 . 受取配当金		29			42		
3. 仕入割引		93			118		
4.賃貸収入		45			34		
5 . 保険金収入		21			20		
6 . 為替差益		4			-		
7.負ののれん償却額		29			29		
8 . 持分法による投資利益		68			45		
9.雑収入		82	504	0.6	70	483	0.6
営業外費用							
1 . 売上割引		164			162		
2.賃貸原価		15			5		
3 . 為替差損		-			28		
4 . 上場関連費用		35			-		
5.雑損失		166	382	0.5	187	384	0.5
経常利益			1,323	1.6		-	-
経常損失			-	-		504	0.7
特別利益							
1.固定資産売却益	4	22			38		
2 . その他		0	22	0.0	0	38	0.1
特別損失							
1.固定資産売却損	5	0			0		
2.固定資産除却損	6	39			37		
3 . 投資有価証券評価損		0			139		
4 . その他投資等評価損		8			0		
5 . その他		-	48	0.0	53	231	0.3
税金等調整前当期純利 益			1,298	1.6		-	-
税金等調整前当期純損 失			-	-		697	0.9
法人税、住民税及び事業 税		72			52		
法人税等調整額		55	128	0.2	100	153	0.2
少数株主利益			17	0.0		-	-
少数株主損失			-	-		1	0.0
当期純利益			1,152	1.4		-	-
当期純損失			-	-		849	1.1
				1			1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

		株主	資本	評	価・換算差額				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	2,200	730	37,473	40,404	467	701	234	353	40,523
連結会計年度中の変動額									
新株の発行	1,085	1,085		2,170					2,170
利益処分による剰余金 の配当			336	336					336
利益処分による役員賞 与の支給			58	58					58
当期純利益			1,152	1,152					1,152
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					140	90	50	14	35
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	1,085	1,085	757	2,928	140	90	50	14	2,892
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,285	1,816	38,231	43,332	326	611	284	368	43,416

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

		株主	 資本	評	価・換算差額	 〕等			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	3,285	1,816	38,231	43,332	326	611	284	368	43,416
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			464	464					464
当期純損失			849	849					849
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					604	136	468	3	472
連結会計年度中の変動額 合計(百万円)	1	1	1,314	1,314	604	136	468	3	1,786
平成20年3月31日残高 (百万円)	3,285	1,816	36,917	42,018	277	475	753	364	41,629

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ ・フロー			
税金等調整前当期純損 益		1,298	697
減価償却費		1,666	1,837
負ののれん償却額		29	29
持分法による投資利益		68	45
退職給付引当金の減少 額		217	122
役員退職慰労引当金の 増加額		38	12
役員賞与引当金の増加 額 (減少額)		15	15
賞与引当金の減少額		38	50
貸倒引当金の減少額		0	1
受取利息及び受取配当 金		159	164
為替差損(為替差 益)		1	50
株式交付費償却		0	5
有形固定資産売却益		16	38
有形固定資産売却損		0	0
有形固定資産除却損		30	33
無形固定資産売却益		6	-
投資有価証券評価損		0	139
その他投資等評価損		8	0
売上債権の減少額(増加額)		2,259	3,223
たな卸資産の減少額 (増加額)		4,922	2,718
その他流動資産の減少 額(増加額)		729	62
仕入債務の増加額(減少額)		5,364	8,609
未払費用の増加額(減少額)		44	2
その他流動負債の増加 額		36	1,102
役員賞与の支払額		58	-
小計		93	585
利息及び配当金の受取 額		152	180
法人税等の支払額		66	83
営業活動によるキャッ シュ・フロー		7	487

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額 (百万円)
投資活動によるキャッシュ ・フロー			
定期預金の預入による 支出		236	450
定期預金の払戻しによ る収入		-	236
有価証券の取得による 支出		998	-
有価証券の償還による 収入		2,000	-
有形固定資産の取得に よる支出		1,197	1,747
有形固定資産の売却に よる収入		32	40
無形固定資産の取得に よる支出		223	231
無形固定資産の売却に よる収入		24	-
投資有価証券の取得に よる支出		784	351
投資有価証券の売却に よる収入		2	-
子会社株式の追加取得 による支出		10	40
その他投資活動による キャッシュ・フロー		24	63
投資活動によるキャッ シュ・フロー		1,365	2,480
財務活動によるキャッシュ ・フロー			
短期借入金増減額		162	148
長期借入金の返済によ る支出		272	-
株式の発行による収入		2,153	-
配当金の支払額		336	464
少数株主への配当金の 支払額		2	1
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,705	614
現金及び現金同等物に係る 換算差額		32	12
現金及び現金同等物の増減 額		363	3,595
現金及び現金同等物の期首 残高		10,785	11,149
現金及び現金同等物の期末 残高	1	11,149	7,554

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 . 連結の範囲に関する事	(1)連結子会社の数 3社	(1)連結子会社の数 3社
項	連結子会社名は、「第1 企業の概況	同左
	4.関係会社の状況」に記載しているた	
	め省略しております。	
	(2) 主要な非連結子会社の名称等	(2) 主要な非連結子会社の名称等
	永大スタッフサービス(株)	同左
	永大テクノサポート(株)	
	(3) 非連結子会社について連結の範囲から	(3) 非連結子会社について連結の範囲から
	除いた理由	除いた理由
	非連結子会社は、いずれも小規模会社で	同左
	あり、合計の総資産額、売上高、当期純損	
	益(持分に見合う額)及び利益剰余金	
	(持分に見合う額)等はいずれも連結財	
	務諸表に重要な影響を及ぼしていないた	
	めであります。	
2 . 持分法の適用に関する	(1) 持分法適用の非連結子会社数 0社	(1) 持分法適用の非連結子会社数 0社
事項		
	(2) 持分法適用の関連会社数 1社	(2) 持分法適用の関連会社数 1社
	会社名	同左
	エヌ・アンド・イー(株)	
	(3)持分法を適用していない非連結子会社	(3) 同左
	(永大スタッフサービス㈱、永大テクノ	
	サポート(株)) 及び関連会社(東永資材	
	㈱)は、当期純損益(持分に見合う額)	
	及び利益剰余金(持分に見合う額)等か	
	らみて、持分法の対象から除いても連結	
	財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、か	
	つ、全体としても重要性がないため持分	
	法の適用範囲から除外しております。	
3 . 連結子会社の事業年度	連結子会社のうち、E.D.B.の決算日は12	同左
等に関する事項	月31日であります。連結財務諸表の作成に	
	当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、	
	連結決算日との間に生じた重要な取引につ	
	いては、連結上必要な調整を行っておりま	
	す。	

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 . 会計処理基準に関する	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
事項	イ.有価証券	 イ.有価証券
	(イ)満期保有目的の債券	 (イ)満期保有目的の債券
	償却原価法(定額法)	同左
	(ロ)子会社株式及び関連会社株式	(口)子会社株式及び関連会社株式
	移動平均法による原価法	同左
	(八)その他有価証券	(八)その他有価証券
	時価のあるもの	時価のあるもの
	決算期末日の市場価格等に基づ	同左
	く時価法(評価差額は全部純資産	
	直入法により処理し、売却原価は	
	移動平均法により算定)	
	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原価法	同左
	□.	ロ . デリバティブ
		時価法
	八.たな卸資産	八.たな卸資産
	(イ)製品・仕掛品	(イ)製品・仕掛品
	主として先入先出法による低価法	同左
	ただし、在外連結子会社は主として	
	移動平均法による原価法によってお	
	ります。	
	(口)原材料	(口)原材料
	主として移動平均法による低価法	同左
	ただし、在外連結子会社は主として	
	移動平均法による原価法によってお	
	ります。	

		<u></u>
項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 イ・有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定額法を採用 しております。 ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備を除く。)は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 3年~50年 機械装置及び運搬具 2年~13年	(2) エリー (2) では、 (2) では、 (2) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (6) で

	T	
項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日
	至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
	口.無形固定資産	口.無形固定資産
	定額法を採用しております。	同左
	なお、ソフトウェア(自社利用)につ	
	いては、社内における利用可能期間	
	(5年)に基づいております。	
	八.長期前払費用	八.長期前払費用
	均等償却しております。	同左
	(3) 重要な繰延資産の処理方法	(3) 重要な繰延資産の処理方法
	株式交付費	株式交付費
	3年で均等償却しております。	同左
	(4) 重要な引当金の計上基準	(4) 重要な引当金の計上基準
	イ.貸倒引当金	イ.貸倒引当金
	当社及び国内連結子会社は、債権の貸	同左
	倒による損失に備えるため、一般債権	
	については貸倒実績率により、貸倒懸	
	念債権等特定の債権については個別に	
	回収の可能性を検討し、回収不能見込	
	額を計上しております。	
	口.役員賞与引当金	□.
	当社及び国内連結子会社は、役員賞与	
	の支出に備えて、当連結会計年度にお	
	ける支給見込額に基づき計上しており	
	ます。	
	(会計方針の変更)	
	当連結会計年度より、「役員賞与に関	
	する会計基準」(企業会計基準第4号	
	平成17年11月29日)を適用しており	
	ます。	
	これにより営業利益、経常利益及び税	
	金等調整前当期純利益は、それぞれ15	
	百万円減少しております。	
	なお、セグメント情報に与える影響	
	は、当該箇所に記載しております。	
	八.賞与引当金	八.賞与引当金
	当社及び国内連結子会社は、従業員の	同左
	賞与の支給に充てるため、支給見込額	
	に基づき計上しております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	二.退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の 退職給付に備えるため、当連結会計年 度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき、当連結会計年度 末において発生していると認められる 額を計上しております。 なお、過去勤務債務については、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数(10年)による定額法 により費用処理しており、数理計算上 の差異については、各連結会計年度の 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌連結会計年度から費用処理する こととしております。	二.退職給付引当金同左
	ホ.役員退職慰労引当金 当社及び国内連結子会社は、役員退職 慰労金の支出に備えるため、内規に基 づく期末要支給額を計上しておりま す。	亦.役員退職慰労引当金 同左
	(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。	(5) 重要なリース取引の処理方法 同左
	(6)	(6) 重要なヘッジ会計の方法 イ・ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ロ・ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 為替予約 ヘッジ対象 … 外貨建仕入債務 ハ・ヘッジ方針
	(7) その他連結財務諸表作成のための重要 な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式に よっております。	(7) その他連結財務諸表作成のための重要 な事項 消費税等の会計処理 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 . 連結子会社の資産及び 負債の評価に関する事 項	連結子会社の資産及び負債の評価につい ては、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 . 負ののれんの償却に関 する事項	負ののれんは20年間の定額法により償却 しております。	同左
7.連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)	
当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示	
に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月	
9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計	
基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成	
17年12月9日)を適用しております。	
これまでの資本の部の合計に相当する金額は43,047百万円	
であります。	
なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の	
部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連	
結財務諸表規則により作成しております。	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(連結貸借対照表)	
前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記	
されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん」と	
表示しております。	
(連結損益計算書)	
前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として	
掲記されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん	
償却額」と表示しております。	
(連結キャッシュ・フロー計算書)	
前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として	
掲記されていたものは、当連結会計年度から「負ののれん	
償却額」と表示しております。	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。	1 非連結子会社及び関連会社に対するも りであります。	のは次のとお	
投資有価証券 320百万円	投資有価証券	406百万円	
出資金 43 "	出資金	48 "	
2 保証債務 エヌ・アンド・イー(株)の銀行等借入債務に対して行っている保証は400百万円であり、エヌ・アンド・イー(株)の長期借入債務を対象としております。なお、この保証は日本製紙(株)との連帯保証であり、当社保証金額は協定書に基づき、出資割合(30%)により計算した120百万円であります。 3 担保資産及び担保付債務	2 3 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産は次のとおりであります。 工場財団	担保に供している資産は次のとおりで 工場財団	あります。	
建物及び構築物 176百万円	建物及び構築物	147百万円	
機械装置及び運搬具 537 "	機械装置及び運搬具	479 "	
土地 93 "	土地	93 "	
=====================================	計	719 "	
担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 369百万円	担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金	185百万円	
4 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、 当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 受取手形 2,750百万円 支払手形 4,179百万円 設備関係支払手形 7百万円	4		

(連結損益計算書関係)

(,				
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日))	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
1		1 売上原価に含まれる低価法によるだ	とな卸資産評価損	
		は149百万円であります。		
 2 研究開発費の総額		2 研究開発費の総額		
販売費及び一般管理費に含まれる	研究開発費	販売費及び一般管理費に含まれる	研究開発費	
	654百万円	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	613百万円	
	ᆠᄬᄆᄁᆥᄼᅘᄖ			
3 販売費及び一般管理費のうち主要な	は質日及の金額は	3 販売費及び一般管理費のうち主要な	は質日及び玉額は	
次のとおりであります。	5 1 C1 王 T III	次のとおりであります。	4.007	
荷造運送費	5,161百万円	荷造運送費	4,887百万円	
役員退職慰労引当金繰入額 20月間 10月	35 "	役員退職慰労引当金繰入額	48 "	
役員賞与引当金繰入額	15 "	給与手当	4,994 "	
給与手当	5,192 "	賞与引当金繰入額	321 "	
賞与引当金繰入額	360 "	退職給付費用	195 "	
退職給付費用	198 "			
4 固定資産売却益の内訳		4 固定資産売却益の内訳		
建物及び構築物	7百万円	建物及び構築物	20百万円	
機械装置及び運搬具	8 "	機械装置及び運搬具	17 "	
借地権	6 "	その他	0 "	
その他	0 "	計	38 "	
計	22 "			
- 5 固定資産売却損の内訳		 5 固定資産売却損の内訳		
機械装置及び運搬具	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	
土地	0 "			
計	0 "			
6 固定資産除却損の内訳		6 固定資産除却損の内訳		
建物及び構築物	7百万円	建物及び構築物	6百万円	
機械装置及び運搬具	14 "	機械装置及び運搬具	22 "	
その他	9 "	その他	4 "	
撤去費用	8 "	撤去費用	4 "	
計	39 "	計	37 "	
I .				

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	42,000	4,494	-	46,494
合計	42,000	4,494	-	46,494

⁽注) 発行済株式の総数の増加は、平成19年2月27日付公募により4,000千株及び平成19年3月27日付第三者割当により494千株の新株式を発行したことによるものであります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	336	8	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	464	利益剰余金	10	平成19年3月31日	平成19年6月29日

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	46,494	-	-	46,494
合計	46,494	-	-	46,494

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	464	10	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会) 普通株式	464	利益剰余金	10	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日))	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1 現金及び現金同等物の期末残高と週	連結貸借対照表に	1 現金及び現金同等物の期末残高と連	結貸借対照表に		
掲記されている科目の金額との関係		掲記されている科目の金額との関係	掲記されている科目の金額との関係		
(平成19	年3月31日現在)	(平成20年	3月31日現在)		
現金及び預金	10,150百万円	現金及び預金	8,004百万円		
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資(有価証券)	999 "	預入期間が3ヶ月を超える定期預 金	450 "		
現金及び現金同等物	11,149 "	現金及び現金同等物	7,554 "		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
機械装置及び 運搬具	21	15	6
有形固定資産 その他 (工具器具及び 備品)	524	296	228
無形固定資産	13	9	3
合計	559	321	238

- (注)取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高 等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いた め、支払利子込み法によっております。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 89百万円 1年超 148 " 合計 238 #

- (注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償 却費相当額、及び減損損失

支払リース料

112百万円

減価償却費相当額

112 "

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内 2百万円 1年超 2 " 合計 4 "

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)	
有形固定資産 その他 (工具器具及び 備品)	441	304	137	
無形固定資産	7	6	1	
合計	449	310	138	

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	/4日万円
1 年超	63 "
合計	138 "

同左

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償 却費相当額、及び減損損失

支払リース料

81百万円

減価償却費相当額

81 "

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内 2百万円 1年超 0 " 2 " 合計

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成19年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	(1)国債・地方債等	99	101	1
 時価が連結貸借対照表	(2) 社債	-	-	-
計上額を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	99	101	1
	(1)国債・地方債等	103	102	0
 時価が連結貸借対照表	(2) 社債	-	-	-
計上額を超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小計	103	102	0
É	· 合計	202	204	1

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
	(1)株式	1,612	2,201	589
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	-	-	-
0	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,612	2,201	589
	(1)株式	641	598	43
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	-	-	-
もの	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	641	598	43
Î	· 合計	2,253	2,799	545

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)	
(1)満期保有目的の債券		
コマーシャルペーパー	999	
(2) その他有価証券		
非上場株式	103	

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
(1) 国債・地方債等	9	193	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	999	-	-	-
合計	1,009	193	-	-

(注) 満期保有目的の債券のうち、国債・地方債等については、担保差入有価証券であり、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度(平成20年3月31日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	(1)国債・地方債等	100	101	0
 時価が連結貸借対照表	(2) 社債	-	-	-
計上額を超えるもの	(3) その他	-	-	-
	小計	100	101	0
	(1)国債・地方債等	102	102	0
 時価が連結貸借対照表	(2) 社債	-	-	-
計上額を超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小計	102	102	0
î	· 合計	203	204	0

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
	(1)株式	175	285	110
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	-	-	-
0	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	175	285	110
	(1)株式	2,335	1,752	582
	(2)債券			
 連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	-	-	-
もの	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,335	1,752	582
Ē	計	2,510	2,037	472

3.時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	107	

4.満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
(1) 国債・地方債等	193	10	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	193	10	-	-

⁽注) 満期保有目的の債券のうち、国債・地方債等については、担保差入有価証券であり、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(デリバティブ取引関係)

1.取引の状況に関する事項

	1
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 (2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 (3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リ
	スクを回避し、安定的な利益の確保をはかる目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建仕入債務
	へッジ方針 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを 行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関 する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考 えられるため、有効性の判定を省略しております。
	(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを有し ております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定して いるため信用リスクはほとんどないと認識しております。 (5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及 び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部 門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

期末残高が無いため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

		前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1)	退職給付債務(百万円)	7,097	6,876
(2)	年金資産(百万円)	3,130	2,620
(3)	未積立退職給付債務(百万円) (1)+(2)	3,967	4,255
(4)	未認識数理計算上の差異(百万円)	337	72
(5)	未認識過去勤務債務(債務の減額) (百万円)	-	-
(6)	連結貸借対照表計上額純額(百万円) (3) + (4) + (5)	4,304	4,182
(7)	退職給付引当金(百万円)	4,304	4,182

⁽注) 連結子会社は、退職給付債務の計算に当たり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

		前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
		至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
(1)	勤務費用(百万円)	286	355
(2)	利息費用(百万円)	157	153
(3)	期待運用収益(減算)(百万円)	57	58
(4)	数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	2	9
(5)	退職給付費用 (百万円) (1)+(2)+(3)+(4)	388	558

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1)割引率(%)	2.5	同左
(2)期待運用収益率(%)	2.0	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4)過去勤務債務の処理年数(年)	10	同左
(5)数理計算上の差異の処理年数(年)	10	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)			
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発金	生の主な原因別		
の内訳		の内訳			
(単位:百万円)	()	単位:百万円)		
繰延税金資産 (流動資産)		繰延税金資産 (流動資産)			
賞与引当金	268	賞与引当金	246		
賞与引当金の法定福利費	34	賞与引当金の法定福利費	31		
その他	36	その他	28		
計	339	計	306		
 繰延税金資産(固定資産)		操延税金資産(固定資産)			
退職給付引当金	1,747	退職給付引当金	1,697		
 役員退職慰労引当金	80	その他有価証券評価差額金	195		
その他	26	役員退職慰労引当金	56		
計	1,854	その他	15		
	,	計	1,964		
操延税金負債(固定負債)		 繰延税金負債(固定負債)			
その他有価証券評価差額金	218	特別償却準備金	3		
特別償却準備金	10		3		
固定資産圧縮積立金	10				
	239	深些忧並負性(回足負性)の記録	1,960		
"' 繰延税金資産(固定資産)の純額					
一時差異等のうち税効果を適用し		一時差異等のうち税効果を適用した			
繰越欠損金	1,634	繰越欠損金	1,747		
その他	1,006	その他	1,093		
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	2.法定実効税率と税効果会計適用後の	去人税等の負担		
率との間に重要な差異があるときの、 🖹	当該差異の原因と	率との間に重要な差異があるときの、当	該差異の原因と		
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳			
	(単位:%)	当連結会計年度においては、税金等調整	前当期純損失を		
法定実効税率	40.6	計上しているため、省略しております。			
(調整)					
交際費等永久に損金に算入さ	3.6				
れない項目	3.0				
受取配当金等永久に益金に算	0.7				
入されない項目	U. /				
繰越欠損金の当期控除額	39.5				
一時差異等のうち税効果を適	2.2				
用しなかったもの	3.3				
住民税の均等割額	3.6				
その他	1.0				
税効果会計適用後の法人税等の					
—————————————————————————————————————	9.9				

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

最近2連結会計年度の事業の種類別セグメントは次のとおりであります。

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	住宅資材事業(百万円)	エンジニアリン グボード事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	70,173	11,389	81,562	-	81,562
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	15	15	(15)	-
計	70,173	11,404	81,578	(15)	81,562
営業費用	67,632	10,968	78,600	1,759	80,360
営業利益	2,540	436	2,977	(1,775)	1,201
資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出					
資産	46,784	7,281	54,065	21,646	75,712
減価償却費	860	497	1,357	172	1,530
資本的支出	540	406	947	420	1,367

- (注)1.事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2. 各事業の主な製品
 - (1) 住宅資材事業......床材、室内ドア、階段セット、造作材、住宅用厨房機器等
 - (2) エンジニアリングボード事業......素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、MDF(中質繊維板)等
 - 3.営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、提出会社本社の管理部門に係る費用であり、当連結会計年度は1,775百万円であります。
 - 4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であり、当連結会計年度は21,646百万円であります。
 - 5.「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(4)口に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は15百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	住宅資材事業 (百万円)	木質ボード事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	65,894	11,374	77,268	-	77,268
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	18	18	(18)	-
計	65,894	11,392	77,287	(18)	77,268
営業費用	64,685	11,306	75,992	1,879	77,872
営業利益又は営業損失 ()	1,209	85	1,295	(1,898)	603
資産、減価償却費、減損損失及 び資本的支出					

	住宅資材事業 (百万円) 木質ボード事業 (百万円)		計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
資産	41,029	6,603	47,632	18,482	66,114
減価償却費	971	507	1,479	290	1,769
資本的支出	1,019	326	1,345	573	1,919

- (注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2. 各事業の主な製品
 - (1) 住宅資材事業......床材、室内ドア、階段セット、造作材、住宅用厨房機器等
 - (2) 木質ボード事業.....素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、MDF(中質繊維板)等 (当連結会計年度よりエンジニアリングボード事業から木質ボード事業へ名称を変更しております。)
 - 3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の主なものは、提出会社本社の管理部門に 係る費用であり、当連結会計年度は1,898百万円であります。
 - 4. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であり、当連結会計年度は18,482百万円であります。
 - 5 . 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)イに記載のとおり、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却費を計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「住宅資材事業」で27百万円、「木質ボード事業」で5百万円及び「消去又は全社」で14百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

6.追加情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2) イに記載のとおり、当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「住宅資材事業」で91百万円、「木質ボード事業」で65百万円及び「消去又は全社」で10百万円、それぞれ営業費用が増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(1) 子会社等

	会社等の	△→→ 資本金× 事業の内 元★		議決権等の 関係内容 所有(被所			取引金額		期末残高		
属性	名称		住所 は出資金 (百万円)		所有(被所 有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
関連会社	エヌ・アンド・	徳島県	3,750	MDFの 製造・販	(所有)	兼任	材料の	製品及び材料 の仕入	1,491	買掛金	520
	イー(株)	イー(株) 小松島市	一(株) 小松島市 売	売 直接 30.0		1名	購入	債務保証	120	-	-

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - イ、製品及び材料の仕入については、市場価格から算定した価格に基づき決定しております。
 - 口、債務保証については、工場建設のための銀行等借入金に対して保証したものであります。
 - 3.銀行等借入債務に対して行っている保証は400百万円であり、長期借入債務を対象としております。なお、この保証は日本製紙㈱との連帯保証であり、当社保証金額は協定書に基づき、出資割合(30%)により計算した120百万円であります。

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 子会社等

	会社等のはは、資本金又	事業の内 議決権等の 所有(被所 –		関係内容			取引金額		期末残高		
属性	名称	住所 は出資金 (百万円)	容又は職 業	有)割合 (%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)	
関連会社	エヌ・ア ンド・ イー(株)	徳島県 小松島市	3,750	MDFの 製造・販 売	(所有) 直接 30.0	兼任 1名	製品及 び材料 の購入	製品及び材料 の仕入	1,269	買掛金	378

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品及び材料の仕入については、市場価格から算定した価格に基づき決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1 株当たり純資産額	925円88銭	1 株当たり純資産額	887円54銭
1 株当たり当期純利益金額	27円20銭	1 株当たり当期純損失金額	18円27銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純損益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	1,152	849
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	1,152	849
期中平均株式数(株)	42,368,411	46,494,000

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

【連結附属明細表】 【社債明細表】 該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	562	413	5.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のもの を除く。)	-	-	-	-
リース債務 (一年以内に返済予定のもの を除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	562	413	-	-

(注) 平均金利については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2)【その他】

(訴訟の内容及び経過について)

当社グループの海外子会社EIDAI DO BRASIL MADEIRAS S.A. (以下、E.D.B.) において、現在ブラジル国税 庁との間で複数の訴訟案件があり係争中であります。主な訴訟内容は次のとおりであります。

提訴日 平成13年5月9日

原告 E.D.B.

被告 ブラジル国税庁

原訴訟金額 2,222千R\$(約127百万円)

訴訟内容 平成11年度の税務申告で平成8年から平成11年までの資本金利息を一括で損金計

上しましたが、過年度分は認めない、また、会計上の手続きについても税法違反であ

ると指摘されましたが、これを不服として提訴したものです。

経過 平成13年8月第一審で敗訴後、これを不服として第二審で係争中でしたが、平成19

年3月28日付の判決文が送付され、原訴訟金額のうち564千R\$(約32百万円)を除

き、E.D.B.の主張が認められる判決となりました。

同社はこの判決を不服として、564+R\$(平成20年3月までの見込み延滞金を含む判決金額は1,250+R\$(約71百万円))について、第二審の再審請求を行っております。

63/91

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

接続 全額(百万円)				前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 20年3月31日)	
流動資産	区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	
資産合計 72,934 100.0 63,736 100.0	(第12334) (1035年) (103		10,992 8,295 1,857 1,418 22,596 19,470 400 354 2,689	9,005 10,614 15,586 999 4,199 5,720 1,640 171 69 119 307 2,045 5 22 2 50,505 2,697 439 3,125 46 296 2,625 85 9,315 6 15 1,219 1,241 2,894 2,781 6 148 12 414 1,307 3,236 1,086 31 11,856 22,413	12.8 1.7 16.2 30.7	11,092 8,496 1,885 1,466 23,284 20,220 405 365 2,775	7,367 9,667 13,336 4,287 3,264 1,330 193 43 110 278 1,989 3 117 2 41,987 2,595 418 3,064 39 322 2,933 36 9,411 6 15 1,203 1,225 2,135 2,821 6 15 1,203 1,225 2,135 2,821 6 15 1,203 1,225 2,135 2,821 6 15 1,203 1,225 2,135 2,821 6 122 0 323 1,657 3,000 1,053 19 11,100 21,738	14.8 1.9 17.4 34.1

		兰市兴仁				当事業年度	
			前事業年度 10年2月21日)				
	 		19年3月31日)	構成比	(平成20年3月31日)		雄式い
区分	注記番号	金額(百	5万円)	悔成に	金額(百	5万円)	構成比(%)
 (負債の部)				(// /		Γ	(/ / /
流動負債							
1.支払手形	4		13,604			8,922	
2.買掛金	3		10,140			6,162	
3 . 未払金			339			1,271	
4 . 未払費用			556			549	
5.未払法人税等			74			68	
6.未払消費税等			89			364	
7 . 前受金			48			41	
8.預り金			92			47	
9.役員賞与引当金			15			_	
10.賞与引当金			596			546	
11.設備関係支払手形	4		97			173	
流動負債合計			25,655	35.2		18,148	28.5
固定負債							
1 . 退職給付引当金			3,551			3,440	
2.預り保証金			347			282	
3.役員退職慰労引当金			188			197	
固定負債合計			4,086	5.6		3,920	6.1
負債合計			29,741	40.8		22,068	34.6
(純資産の部)							
株主資本			2 205			2 205	
1.資本金			3,285	4.5		3,285	5.2
2.資本剰余金		1 205			1 205		
(1)資本準備金 資本剰余金合計		1,285	1 205	1.0	1,285	1 205	2.0
日本 日			1,285	1.8		1,285	2.0
(1) 利益準備金		256			256		
(2) その他利益剰余金		230			250		
別途積立金		35,400			35,400		
特別償却準備金		9			_		
固定資産圧縮積立金		15			-		
繰越利益剰余金		2,613			1,719		
利益剰余金合計			38,295	52.5		37,375	58.6
株主資本合計			42,865	58.8		41,946	65.8
評価・換算差額等							
1 . その他有価証券評価差			326	0.4		277	0.4
額金							
評価・換算差額等合計			326	0.4		277	0.4
純資産合計			43,192	59.2		41,668	65.4
負債純資産合計			72,934	100.0		63,736	100.0
	1			I		1	1

【損益計算書】

N. N. M.		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			(自平)	当事業年度 成19年4月1日 成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	 百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高 1 . 売上高			77,040	100.0		72,862	100.0
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			77,040	100.0		72,802	100.0
1.期首製品棚卸高		3,652			4,199		
2. 当期製品仕入高		28,722			24,035		
3. 当期製品製造原価		31,877			33,709		
合計		64,251			61,943		
4.期末製品棚卸高		4,199			4,287		
5.原材料評価損		-			139		
6.他勘定振替高	2	414	59,638	77.4	487	57,308	78.7
売上総利益			17,402	22.6		15,553	21.3
販売費及び一般管理費	1,3		16,186	21.0		15,775	21.6
営業利益			1,215	1.6		-	- 1
営業損失			-	-		222	0.3
営業外収益							
1.受取利息		88			92		
2 . 有価証券利息		5			9		
3 . 受取配当金		35			50		
4.賃貸収入		45			35		
5.保険金収入		18			12		
6. 仕入割引		88			113		
7.為替差益		5			-		
8.雑収入		68	357	0.4	63	377	0.5
営業外費用							
1.売上割引		149			145		
2.賃貸原価		15			5		
3 . 為替差損 4 . 上場関連費用		35			58		
4.工物制建員用 5.雑損失		138	340	0.4	104	313	0.4
2. 雅頂人 経常利益		138	1,232	1.6	104	313	0.4
経常損失			1,232	1.0		158	0.2
特別利益						150	0.2
1.固定資産売却益	4	11			0		
2 . その他		0	12	0.0	0	1	0.0
 特別損失							
1.固定資産売却損	5	0			-		
2.固定資産除却損	6	35			16		
3 . 投資有価証券評価損		0			139		
4 . その他投資等評価損		5	40	0.0	-	156	0.2
税引前当期純利益			1,204	1.6		-	-
税引前当期純損失			-	-		313	0.4
法人税、住民税及び事業 税		45			48		
法人税等調整額		19	65	0.1	93	141	0.2
当期純利益			1,138	1.5		-	-
当期純損失			-	-		454	0.6

製造原価明細書

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			(自平	当事業年度 成19年4月1日 成20年3月31日)
区分	注記番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
材料費							
1 . 主要材料費		21,567			22,583		
2.補助材料費		301	21,869	67.5	311	22,895	68.4
労務費	1		3,787	11.7		3,690	11.0
委託加工費			1,729	5.3		1,496	4.5
経費	2		5,033	15.5		5,371	16.1
当期総製造費用			32,419	100.0		33,454	100.0
期首仕掛品棚卸高			1,415			1,640	
合計			33,835			35,095	
期末仕掛品棚卸高			1,640			1,330	
他勘定振替高	3		317			56	
当期製品製造原価			31,877			33,709	
				1			1

(脚注)

前事業年 (自 平成18年 4 至 平成19年 3	.月1日	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
原価計算の方法は次のとおりで	`あります。	原価計算の方法は次のとおりで	あります。	
合板工場	工程別総合原価計算	合板工場	工程別総合原価計算	
建材工場	総合原価計算	建材工場	総合原価計算	
IP工場	<i>II</i>	IP工場	<i>II</i>	
収納工場	収納工場 "		<i>II</i>	
パーティクルボード工場	<i>II</i>	パーティクルボード工場	<i>II</i>	
住設工場	工程別総合原価計算	住設工場	工程別総合原価計算	
1 このうち引当金繰入額は次 退職給付費用 賞与引当金繰入額	のとおりであります。 167百万円 236 #	1 このうち引当金繰入額は次 退職給付費用 賞与引当金繰入額	のとおりであります。 158百万円 224 ″	
2 経費の内訳は次のとおりで 減価償却費 動力費 その他 計	*あります。 867百万円 761 # 3,404 # 5,033百万円	2 経費の内訳は次のとおりで 減価償却費 動力費 その他 計	あります。 970百万円 771 " 3,630 " 5,371百万円	
3 他勘定振替高は経費等への	振替であります。	3 他勘定振替高は経費等への	振替であります。	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本								
	資本 剰余金		利益剰余金						
	資本金	資本	利益		その他和	可益剰余金 可益剰余金		利益	株主資本 合計
		準備金	準備金	別途 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,200	200	216	32,400	40	46	4,847	37,551	39,951
事業年度中の変動額									
新株の発行	1,085	1,085							2,170
利益処分による剰余金の配当							336	336	336
利益処分による利益準備金の積立			40				40	-	-
利益処分による役員賞与							58	58	58
当期純利益							1,138	1,138	1,138
利益処分による別途積立金の積立				3,000			3,000	-	-
利益処分による特別償却準備金の 取崩					15		15	-	-
利益処分による固定資産圧縮積立 金の取崩						15	15	-	-
特別償却準備金の取崩					15		15	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩						15	15	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,085	1,085	40	3,000	31	30	2,233	743	2,914
平成19年3月31日残高(百万円)	3,285	1,285	256	35,400	9	15	2,613	38,295	42,865

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	467	40,418
事業年度中の変動額		
新株の発行		2,170
利益処分による剰余金の配当		336
利益処分による利益準備金の積立		-
利益処分による役員賞与		58
当期純利益		1,138
利益処分による別途積立金の積立		-
利益処分による特別償却準備金の取崩		-
利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩		-
特別償却準備金の取崩		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	140	140
事業年度中の変動額合計(百万円)	140	2,773
平成19年3月31日残高(百万円)	326	43,192

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

		株主資本							
		資本 剰余金			利益	剰余金			
	資本金	資本	利益		その他和	问益剰余金		利益	株主資本 合計
		準備金	準備金	別途 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	3,285	1,285	256	35,400	9	15	2,613	38,295	42,865
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							464	464	464
当期純損失							454	454	454
特別償却準備金の取崩					9		9	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩						15	15	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額(純額)								-	-
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	-	-	-	9	15	894	919	919
平成20年3月31日残高(百万円)	3,285	1,285	256	35,400	-	-	1,719	37,375	41,946

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	326	43,192
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		464
当期純損失		454
特別償却準備金の取崩		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	604	604
事業年度中の変動額合計(百万円)	604	1,524
平成20年3月31日残高(百万円)	277	41,668

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 . 有価証券の評価基準及	(1)満期保有目的の債券	(1)満期保有目的の債券
び評価方法	償却原価法 (定額法)	同左
	(2)子会社株式及び関連会社株式	(2)子会社株式及び関連会社株式
	移動平均法による原価法	同左
	(3) その他有価証券	(3) その他有価証券
	時価のあるもの	時価のあるもの
	決算期末日の市場価格等に基づく時	同左
	価法(評価差額は全部純資産直入法に	
	より処理し、売却原価は移動平均法に	
	より算定)	
	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原価法	同左
2 . デリバティブ等の評価		デリバティブ
基準及び評価方法		時価法
3 . たな卸資産の評価基準	製品・仕掛品 低価法・先入先出法	製品・仕掛品 同左
及び評価方法	原材料	原材料
	原木 原価法・個別法	原木 同左
	その他 低価法・移動平均法	その他 同左
	貯蔵品 低価法・最終仕入原価法	貯蔵品 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年機械及び装置 2年~13年	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。建物 3年~50年機械及び装置 2年~13年(会計方針の変更) 当事業年税法の改正((法部でのであり、法の改正する)のでは、平成19年3月30日に出ております。では、平成19年3月30日に出ております。では、平成19年3月30日により、減価償却では、平成19年3月30日により、減価償却では、一部を改善のでは、一部を改善のでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
 5.繰延資産の処理方法	株式交付費	
	3年で均等償却しております。	同左
 6.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金
0.11 <u>1</u> 201122	債権の貸倒による損失に備えるため、一	同左
	般債権については貸倒実績率により、貸	192
	倒懸念債権等特定の債権については個別	
	に回収可能性を検討し、回収不能見込額	
	を計上しております。	
	(2)役員賞与引当金	(2)
	役員賞与の支出に備えて、当事業年度に	
	おける支給見込額に基づき計上しており	
	ます。	
	(会計方針の変更)	
	当事業年度より、「役員賞与に関する会	
	計基準」(企業会計基準第4号 平成17	
	年11月29日)を適用しております。	
	これにより営業利益、経常利益及び税引	
	前当期純利益は、それぞれ15百万円減少	
	同当期間利益は、で10で1013日が11/8/ク しております。	
	(3) 賞与引当金	 (3) 賞与引当金
	従業員の賞与の支給に充てるため、支給	(3) 負うガヨ並 同左
	見込額に基づき計上しております。	四在
	(4) 退職給付引当金	 (4) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当事業	(4) 医職品の引きを
	年度末における退職給付債務及び年金資	四在
	産の見込額に基づき、当事業年度末にお	
	いて発生していると認められる額を計上	
	しております。	
	なお、過去勤務債務については、その発	
	生時の従業員の平均残存勤務期間以内の	
	一定の年数(10年)による定額法により	
	費用処理しており、数理計算上の差異に では、数理計算上の差異に	
	ついては、各事業年度の発生時における	
	従業員の平均残存勤務期間以内の一定の	
	年数(10年)による定額法により按分し	
	た額をそれぞれ発生の翌事業年度から費	
	用処理することとしております。	
	(5)役員退職慰労引当金	 (5)役員退職慰労引当金
	役員退職慰労金の支出に備えるため、内	日本
	規に基づく期末要支給額を計上しており	1-7-27
	ます。	
7.リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると	 同左
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	認められるもの以外のファイナンス・リー	1-2-2-
	ス取引については、通常の賃貸借取引に係	
	る方法に準じた会計処理によっておりま	
	す。	
	1 • 0	<u>l</u>

		in the second se
項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8.ヘッジ会計の方法		(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建仕入債務 (3) ヘッジ方針 為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 為替予約取引については、ヘッジ対象と ヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられる ため、有効性の判定を省略しております。
9.その他財務諸表作成の	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
ための基本となる重要	消費税等の会計処理は税抜方式によっ	同左
な事項	ております。	

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)	
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関	
する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9	
日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基	
準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17	
年12月9日)を適用しております。	
これまでの資本の部の合計に相当する金額は43,192百万円	
であります。	
なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部につい	
ては、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規	
則により作成しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度		当事業年	■ 度
(平成19年3月31日)		(平成20年3)	月31日)
1 保証債務		1	
エヌ・アンド・イー㈱の銀行等借力	\債務に対して		
行っている保証は400百万円であり、	エヌ・アンド・		
イー㈱の長期借入債務を対象として			
この保証は日本製紙㈱との連帯保証			
金額は協定書に基づき、出資割合(3	0%)により計算		
した120百万円であります。			
2		2 偶発債務	
		借入金に対する経営指導の	念書等の差入れ.
		E . D . B.	23百万円
		L . D . B.	23日7113
3 関係会社項目		3 関係会社項目	
関係会社に対する負債には区分掲詞	己されたもののほ	関係会社に対する負債には	は区分掲記されたもののほ
か次のものがあります。		か次のものがあります。	
買掛金	970百万円	買掛金	810百万円
94 14 W	210 H 2313	× 14 m	010[73]
4 事業年度末日満期手形		4	
事業年度末日満期手形の会計処理に	こついては、当事		
業年度の末日は金融機関の休日でし	たが、満期日に決		
済が行われたものとして処理してお	ります 当事業年		
度末日満期手形の金額は、次のとおり			
受取手形	2.675百万円		
	,		
支払手形	4,179 "		
設備関係支払手形	7 "		

(損益計算書関係)

前事業年度 当事業年度 (自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日 至 平成19年3月31日) 至 平成20年3月31日) 1 研究開発費の総額 1 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 651百万円 611百万円 2 他勘定振替高は、広告費等への振替であります。 2 他勘定振替高は、広告費等への振替であります。 3 販売費及び一般管理費の主要な費目 3 販売費及び一般管理費の主要な費目 荷造運送費 4,782百万円 荷造運送費 4,522百万円 広告費 858 " 広告費 728 " 役員退職慰労引当金繰入額 役員退職慰労引当金繰入額 35 " 48 " 役員賞与引当金繰入額 15 " 給与手当 4,666 " 給与手当 賞与引当金繰入額 322 " 4.872 " 賞与引当金繰入額 359 " 退職給付費用 181 " 退職給付費用 196 " 減価償却費 512 " 賃借料 減価償却費 935 " 400 " 賃借料 992 " 販売費に属する費用のおおよその割合は89%であ 販売費に属する費用のおおよその割合は88%であ り、一般管理費に属する費用のおおよその割合は11% り、一般管理費に属する費用のおおよその割合は12 であります。 %であります。 4 固定資産売却益の内訳 4 固定資産売却益の内訳 建物 1百万円 機械及び装置 0百万円 機械及び装置 車両運搬具 4 " 0 " 車両運搬具 0 " 計 0 " 借地権 6 " 11 " 5 固定資産売却損の内訳 5 機械及び装置 0百万円 0 " 6 固定資産除却損の内訳 6 固定資産除却損の内訳 建物 4百万円 建物 5百万円 機械及び装置 9 11 機械及び装置 3 " 車両運搬具 車両運搬具 0 " 0 " 構築物他 12 " 構築物他 4 " 撤去費用 撤去費用 8 " 2 " 35 " 計 計 16 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記
- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
車両運搬具	3	2	1
工具器具及び 備品	518	295	223
合計	522	297	225

- (注)取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高 等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いた め、支払利子込み法によっております。
- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	83百万円
1 年超	141 "
合計	225 "

- (注)未経過リース料期未残高相当額の算定は、有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法によっております。
- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

 支払リース料
 105百万円

 減価償却費相当額
 105 ″

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	2百万円
1 年超	2 "
合計	4 "

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引に係る注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
工具器具及び 備品	435	302	133
合計	435	302	133

同左

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年超	72百万円
合計	133 "

同左

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

 支払リース料
 75百万円

 減価償却費相当額
 75 ″

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	2百万円
1 年超	0 "
	2 "

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別	
の内訳		の内訳	
	単位:百万円)	(単位:百万円)
操延税金資産(流動資産) 操延税金資産(流動資産)		繰延税金資産 (流動資産)	
賞与引当金	242	賞与引当金	222
賞与引当金の法定福利費	30	賞与引当金の法定福利費	28
その他	33	その他	28
計	307	計	278
 繰延税金資産(固定資産)		操延税金資産(固定資産) 	
退職給付引当金	1,442	退職給付引当金	1,397
役員退職慰労引当金	76	その他有価証券評価差額金	195
その他	24	役員退職慰労引当金	50
計	1,543	その他	13
		計	1,657
繰延税金負債 (固定負債)			
その他有価証券評価差額金	218		
特別償却準備金	6		
固定資産圧縮積立金	10		
計	235		
繰延税金資産(固定資産)の純額	1,307		
ー 一時差異等のうち税効果を適用した。	なかったもの	一時差異等のうち税効果を適用しなかったもの	
繰越欠損金	1,634	繰越欠損金	1,747
その他	1,005	その他	1,092
 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担
率との間に重要な差異があるときの、当	翁差異の原因と	率との間に重要な差異があるときの、 き	当該差異の原因と
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳	
	(単位:%)	当事業年度においては、税引前当期純揃	員失を計上してい
法定実効税率	40.6	るため、記載を省略しております。	
(調整)			
交際費等永久に損金に算入さ	3.6		
れない項目	3.0		
受取配当金等永久に益金に算	0.8		
入されない項目	0.0		
繰越欠損金の当期控除額	42.6		
一時差異等のうち税効果を適	0.7		
用しなかったもの			
住民税の均等割額	3.8		
その他	0.0		
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	5.4		

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	929円00銭	1 株当たり純資産額	896円21銭
1 株当たり当期純利益金額	26円88銭	1 株当たり当期純損失金額	9円78銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純損益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	1,138	454
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	1,138	454
期中平均株式数(株)	42,368,411	46,494,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】 【有価証券明細表】 【株式】

	銘柄			貸借対照表計上額 (百万円)	
		株式会社りそなホールディングス	2,000	332	
		住友林業株式会社	371,000	256	
		日本梱包運輸倉庫株式会社	182,000	248	
		JKホールディングス株式会社	380,184	237	
		株式会社三菱UFJフィナンシャルグ ループ	230,000	197	
		すてきナイスグループ株式会社	1,000,000	189	
投資有価証	その他有	アイカ工業株式会社	189,000	160	
券 	価証券	ホクシン株式会社	500,000	111	
		ニチモ株式会社	2,000,000	88	
		越智産業株式会社	65,800	64	
		大日本印刷株式会社	30,000	47	
		北恵株式会社	126,000	45	
			その他(31銘柄)	188,831	156
		小計	5,264,815	2,135	
		計	5,264,815	2,135	

【債券】

	銘柄			貸借対照表計上額 (百万円)
		第208回利付国庫債券	101	100
		大阪市平成15年度第3回公募公債	80	80
投資有価証	満期保有 目的の債 券	第47回利付国庫債券	10	10
券		大阪市平成14年度第2回みおつくし債	10	10
		大阪市平成15年度第1回みおつくし債	2	2
	小計		203	203
計			203	203

⁽注) 投資有価証券のうち満期保有目的の債券については、担保差入有価証券であり、投資その他の資産の「その他」 に含めて表示しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	10,992	139	38	11,092	8,496	235	2,595
構築物	1,857	31	3	1,885	1,466	51	418
機械及び装置	22,596	746	58	23,284	20,220	804	3,064
車両運搬具	400	13	9	405	365	20	39
工具器具及び備品	2,689	174	87	2,775	2,452	143	322
土地	2,625	307	-	2,933	-	-	2,933
建設仮勘定	85	869	918	36	-	-	36
有形固定資産計	41,247	2,282	1,116	42,414	33,002	1,255	9,411
無形固定資産							
電話加入権	6	-	-	6	-	-	6
借地権	15	-	-	15	-	-	15
ソフトウェア	1,554	222	65	1,710	507	237	1,203
無形固定資産計	1,576	222	65	1,733	507	237	1,225
長期前払費用	604	83	74	613	290	164	323
繰延資産							
株式交付費	17	-	-	17	6	5	10
繰延資産計	17	-	-	17	6	5	10

(注)当期増加の主なもの

機械装置フラッシュライン設備338百万円建設仮勘定フラッシュライン設備345 "建設仮勘定幅広 2 号ライン設備153 "

【引当金明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	33	-	11	-	21
役員賞与引当金	15	-	15	-	-
賞与引当金	596	546	596	-	546
役員退職慰労引当金	188	48	39	-	197

(2)【主な資産及び負債の内容】

a . 資産の部

イ.現金及び預金

区分	金額(百万円)	
現金	5	
預金の種類		
当座預金	56	
普通預金	1,689	
定期預金	5,500	
外貨建定期預金	228	
計	7,361	
合計	7,367	

口.受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
丸紅建材株式会社	1,651
三井住商建材株式会社	1,333
ジャパン建材株式会社	1,014
積水八ウス株式会社	665
越智産業株式会社	613
その他	4,389
合計	9,667

(口)期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成20年4月満期	3,304
" 5月 "	2,922
" 6月 "	2,932
" 7月 "	504
″ 8月以降	3
合計	9,667

八.売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
住友林業株式会社	4,541
三井ホームコンポーネント株式会社	1,367
丸紅建材株式会社	810
旭化成ホームズ株式会社	636
三井住商建材株式会社	628

相手先	金額 (百万円)
その他	5,352
合計	13,336

(口) 売掛金滞留状況

期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
				(C)	(A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	(A) + (B) × 100	(B)
					366
15,586	76,505	78,754	13,336	85.5	69.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等は含まれております。

二.製品

区分	金額(百万円)
建材	3,422
内装システム	554
住設	124
パーティクルボード	120
その他	65
合計	4,287

ホ.原材料

区分	金額(百万円)
建材	2,757
内装システム	156
住設	192
パーティクルボード	158
合計	3,264

へ. 仕掛品

区分	金額(百万円)
建材	1,046
内装システム	39
住設	17
パーティクルボード	145
その他	81
合計	1,330

卜.貯蔵品

区分	金額(百万円)
工場消耗品	51
展示製品	49
販促物	39
梱包資材	35
その他	18
合計	193

b . 負債の部

イ.支払手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
大日本印刷株式会社	1,141	
三井住商建材株式会社	954	
日本梱包運輸倉庫株式会社	708	
ケイヒン株式会社	416	
DNP住空間マテリアル販売株式会社	303	
その他	5,398	
合計	8,922	

(口)期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成20年4月満期	2,948
" 5月 "	2,681
" 6月 "	1,719
" 7月 "	1,572
合計	8,922

口.買掛金

相手先	金額(百万円)	
住友林業株式会社	616	
大日本印刷株式会社	392	
エヌ・アンド・イー株式会社	378	
龍信木材工業株式会社	329	
トーヨーマテリア株式会社	274	
その他	4,170	
合計	6,162	

八.退職給付引当金

区分	金額 (百万円)
退職給付債務	5,951

EDINET提出書類 永大産業株式会社(E00631) 有価証券報告書

区分	金額(百万円)
年金資産	2,438
未認識数理計算上の差異	72
合計	3,440

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券 10,000株券 100,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1 単元の株式数	1,000株
株式の名義書換	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目 1 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市北区堂島浜一丁目 1 番 5 号 三菱UF J信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.eidai.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

⁽注)当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第73期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月28日近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度(第74期中)(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成19年12月17日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成19年6月28日

永大産業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山中俊廣

指定社員 公認会計士 田中基博

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている永大産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成20年6月27日

永大産業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山中俊廣

指定社員 公認会計士 田中基博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている永大産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成19年6月28日

永大産業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山中俊廣業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中基博

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている永大産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成20年6月27日

永大産業株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員

公認会計士 山中俊廣

指定社員 業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 田中基博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 永大産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

以 上